

令和元年度版

秩父市の環境

秩父市環境行政 平成 30 年度事業実績
及び 主要事業の概要



秩父市イメージキャラクター
ポテくん

秩父市 環境部

目次

1	はじめに	…1
---	------	----

2	環境行政機構図	…2
---	---------	----

3	秩父市環境行政 主要事業の概要	…3
---	-----------------	----

(1)	環境立市推進課の事務・事業	3
-----	---------------	---

- ①環境活動推進事業
- ②地球温暖化対策推進事業
- ③再生可能エネルギー推進事業

(2)	生活衛生課の事務・事業	13
-----	-------------	----

- ①廃棄物処理適正化推進事業
- ②し尿処理事業
- ③自然保護事業
- ④生活環境対策事業

(3)	森づくり課の事務・事業	20
-----	-------------	----

- ①市営林造林管理事業
- ②森づくり事業
- ③木材活用推進事業

4	資料編	…26
---	-----	-----

(1)	ごみ処理関係データ	26
-----	-----------	----

(2)	し尿処理関係データ	30
-----	-----------	----

(3)	公害関係データ	32
-----	---------	----

- ①公害苦情データ 32
- ②大気関係データ 34
- ③騒音関係データ 39
- ④水質関係データ 48

1 はじめに

埼玉県は北西部に位置する秩父市は関東山地の東側にあり、周囲に山岳丘陵をめぐらして盆地を形成しています。面積は577.83 km²で埼玉県の約15%を占めています。山地が多いため、市域の87%は森林でその面積は埼玉県の森林の約40%を占め、市域のほとんどが国立公園や県立自然公園の区域に指定され、自然環境に恵まれた地域です。

秩父市はこの豊かな自然環境の恩恵を受けながら、大きな社会経済の発展を実現させてきました。

急激に発展した高度経済成長期では、大気汚染や水質汚濁などにより環境への負荷が生じたこともありましたが、昭和45年に秩父市公害対策審議会を設置するなど、官民一体となった取り組みにより、現在はそれらの問題を解消し、暮らしやすい生活環境を達成しています。

一方、近年は廃棄物の不適正処理、騒音や悪臭といった都市生活型公害、外来生物による生態系への影響など新たな形での身近な環境問題が増えています。

さらに世界に目を向けると、温室効果ガスによる地球温暖化、PM2.5等による大気汚染、乱開発による自然環境の破壊など環境問題は地球規模で進行しています。

この状況を受け、秩父市では前述の「公害対策審議会」を平成12年に「環境審議会」に改め、平成18年には「秩父市環境基本条例」を制定、平成24年には定住自立圏を形成する1市4町で「ちちぶ環境基本計画」を策定するなど、包括的に環境問題に対応できる体制を整えながら環境行政を推進しています。

近年の複雑かつ多様化する環境問題を解決するためのキーワードの一つとして、環境への負荷の少ない「持続可能な循環型社会の構築」が挙げられます。

循環型社会を構築するためには、自然環境との共生、調和のとれた経済活動を行うことに加え、化石燃料によらない新たな再生可能エネルギーの活用を検討し、エネルギーの地産地消を進める必要があります。

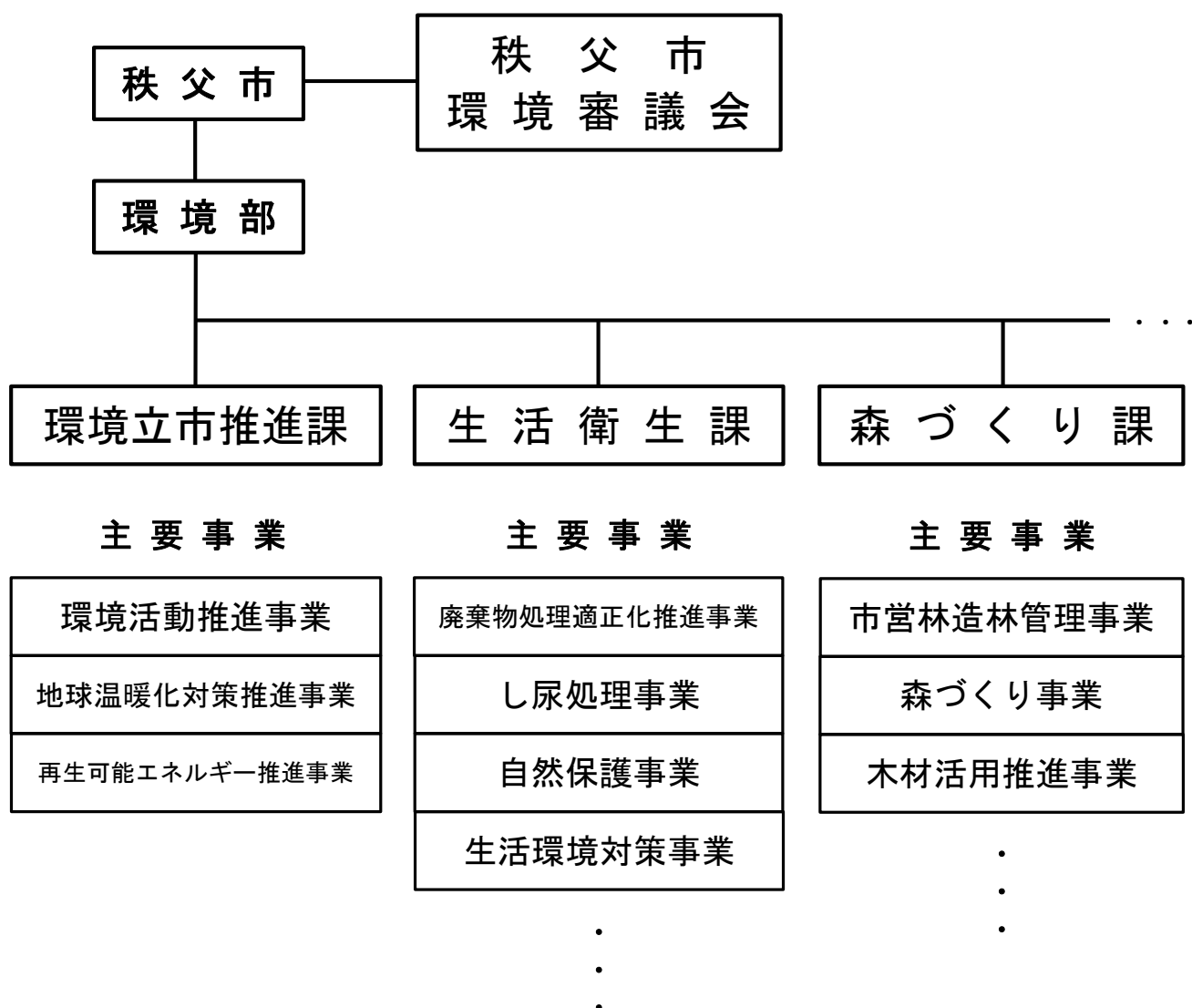
さらには、一人ひとりが省資源・省エネルギー型の生活を意識・実践するほか、森林をはじめとした自然環境の保全・再生活動を行うなど、市民・事業者・団体・学校・行政が各々の立場で身の回りの環境を守る活動に取り組むことはもちろん、協力体制を築き、お互いを補完しながら一体となって活動することでより効果を上げることができます。

これらの活動を推進するにあたり、市の環境行政の現状と環境保全に関する施策の実施状況等を共有することでより効果を高めたいと考え、秩父市環境基本条例第8条に基づき、本冊子「秩父市の環境」を刊行いたしました。

多くの皆様にご覧いただき、環境保全・持続可能な循環型社会の構築への取り組み等にご活用いただければ幸いです。

2 環境行政機構図

環境行政機構図



3 秩父市環境行政 主要事業の概要

(1) 環境立市推進課の事務・事業

①環境活動推進事業

・ 秩父市環境審議会

秩父市環境審議会は、環境基本法第 44 条及び秩父市環境基本条例に基づき設置された機関で、市長の諮問に応じて環境の保全に関する重要な事項を調査・審議します。委員は民間諸団体・有識者から市長が委嘱しています。

本審議会は、昭和 44 年度制定の旧秩父市公害対策審議会条例に基づき設置された秩父市公害対策審議会を前身としており、平成 12 年度に秩父市環境保全条例が制定されたことに伴い、秩父市環境審議会に名称を改めました。

平成 30 年度の審議会においては、審議会委員に対し、市から環境行政に関する諸報告を行いました。

・ 環境学習推進事業

近年、国内外において環境問題や環境保全に対する意識が社会的に高まっています。

このような社会を生きていく上では、環境に関する知識や関心が必要不可欠です。特にこれから地球の未来を担う世代の子どもたちにとっては、早期にそれらの知識や関心を持つことが大切です。

現状、小中学校では社会や理科などの科目の一部で地球温暖化や環境保全等の環境に関する内容を授業で取り扱っていますが、それらの内容を踏まえた新たな試みとして、教科の枠にとらわれずに、総合的な視点から環境について学ぶことができる「環境教育プログラム」を作成し、市職員等が学校に出向いて授業を実施します。

このプログラム（授業）を、義務教育期間中に内容をステップアップしながら受けることができるよう体系化し、市内の児童生徒に環境についてより深い知識・関心を持ってもらい、環境問題等について自ら考え、行動するきっかけとしたいと考えています。

まず手始めに、平成 30 年度には、「地球温暖化」をテーマとした小学校高学年及び中学年用のプログラムを作成し、開催希望があった小学校 3 校で、4 年生から 6 年生の 6 学級 145 人の生徒へ授業を行いました。



荒川西小学校での授業の様子



尾田蒔小学校での授業の様子

・花いっぱい運動

花いっぱい運動とは、景観美化及びコミュニティ活動の活性化を目的とし、秩父市内の各町会の協力のもと、街中をたくさんの花で彩る運動です。市は、市内 58 町会で組織する「花いっぱい推進協議会」と連携して事業を進め、潤いと活気のある、訪れたい街づくりを目指しています。

平成 30 年度はマリーゴールド花苗 13,140 株(45 町会分)、パンジー・ビオラ花苗 10,696 株(45 町会分)、花、土、プランター、町会名を表示する当事業オリジナルデザインのプランター用シールを各町会に配付しました。各町会は自らが作成した植栽計画に基づき、多くの人の目につく地点を重点的に花で飾りました。また、協議会では、特に積極的に活動した町会に対して表彰を行いました。

協議会と連携しながら町会への花苗の配付を実施するとともに、この運動をより効果的に実施するため、有効な手法を検討し、取り組んでいます。



植栽中の様子



植栽地点

・ 秩父市環境市民会議運営サポート

秩父市環境市民会議は平成 22 年に設立され、市民、市民団体、学校、事業者、行政機関等が協働・交流を図りながら、必要に応じて秩父の自然環境の保全や地球温暖化防止対策に資する取組を実践・実行し、秩父の豊かな自然環境と共生した持続可能な低炭素型の循環型社会「環境立市ちちぶ」の実現に資することを目的に活動しています。

秩父市は、市民会議が実施する事業が円滑に実施されるよう事務的なサポート・各種調整を行っています。

平成 30 年度は、市民会議で「秩父の野の草花」をテーマとした講演会・写真展等を実施したほか、児童生徒の環境に関する研究発表会等を開催しました。

引き続き、市民会議の活動が「環境立市ちちぶ」の実現に資するよう、連携を図りながら運営をサポートします。



「秩父の野の草花」講演会



児童生徒の環境の研究作品発表会

・ 吉田元気村利用促進

吉田元気村には、木材チップを燃焼させて発電を行う「ちちぶバイオマス元気村発電所」、地域の家庭から出る使用済みてんぷら油を原料としてバイオディーゼル燃料を製造する「てんぷら油リサイクル工場」、そして体育館屋根上に太陽光発電設備が設置されています。

発電所の運転開始以降、本施設はこれらの設備を活用した環境学習施設として、秩父市内外の個人・学校・企業・その他団体等の視察見学を受け入れ、エネルギーの地産地消、地球温暖化、環境・森林保全をテーマとした環境学習事業を実施してきました。

発電所は平成 26 年以降運転を停止していますが、視察の受け入れは継続しており、年により増減はあるものの現在も見学者が訪れています。

引き続き、本施設を環境学習施設として活用し、これからの地球環境のために、多くの人の環境に対する関心や問題意識を高められるよう取り組んでいきます。



ちちぶバイオマス元気村発電所



てんぷら油リサイクル工場

・ユネスコエコパーク登録推進事業

埼玉県・山梨県・長野県・東京都にまたがる「甲武信」エリアについて、ユネスコが実施する生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）に登録するべく、平成 28 年度からエリアを形成する 4 都県 12 市町村でユネスコエコパーク登録推進協議会を組織し、活動を進めてきました。官民一体となったその活動が実を結び、令和元年 6 月 19 日、ユネスコ人間と生物圏（MAB）計画国際調整理事会において、「甲武信」のユネスコエコパークへの登録が決定しました。

「甲武信」エリアは甲武信ヶ岳・金峰山・雲取山等の日本百名山に挙げられる山々が連なり、荒川・多摩川・笛吹川・千曲川等の源流部となっており、美しい自然に恵まれ、首都圏近郊にありながら生物多様性に富む貴重な生態系が広く保全されるとともに、古くから生活様式・文化が代々受け継がれ、多様な文化が今もなお息づいている地域です。

この古来より守り、育まれた豊かな自然と生活様式を未来へ繋げるため、引き続き、地域住民や関係自治体と連携を図りつつ、地域における環境の保全と地域資源の持続可能な活用を図るための活動を推進します。

②地球温暖化対策推進事業

・地球温暖化対策普及啓発

日本は 2015 年（平成 27 年）に国連へ提出した『日本の約束草案』において、「2030 年度における温室効果ガス排出量を 2013 年（平成 25 年）度比で 26%削減」という目標を掲げ、国を挙げて温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

この目標を達成するために、家庭部門（※）においては2013年度比で39%削減する必要があり、環境省では省エネ・低炭素型の製品への買替・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組、国民運動「COOL CHOICE」を展開しています。

秩父市もこの取組に賛同しており、家庭の省エネを推進して家庭部門の温室効果ガス排出量を削減するため、市報・ホームページ等による省エネに関する情報発信、生活の中で環境に優しい行動を実践する「エコライフデイ」の取組等を行っています。

目標を達成するためには家庭における削減への取組を促進することが重要であるため、引き続き、普及・啓発活動を積極的に展開していきます。

※ 自家用自動車等の運輸関係を除く家庭のエネルギー消費分。なおその他の部門として産業部門、業務その他部門、運輸部門等がある。

図 『日本の約束草案』における温室効果ガス排出量削減目標 26%のうち
エネルギー起源 CO₂ に係る排出量削減目安（2013年度比 25%減）

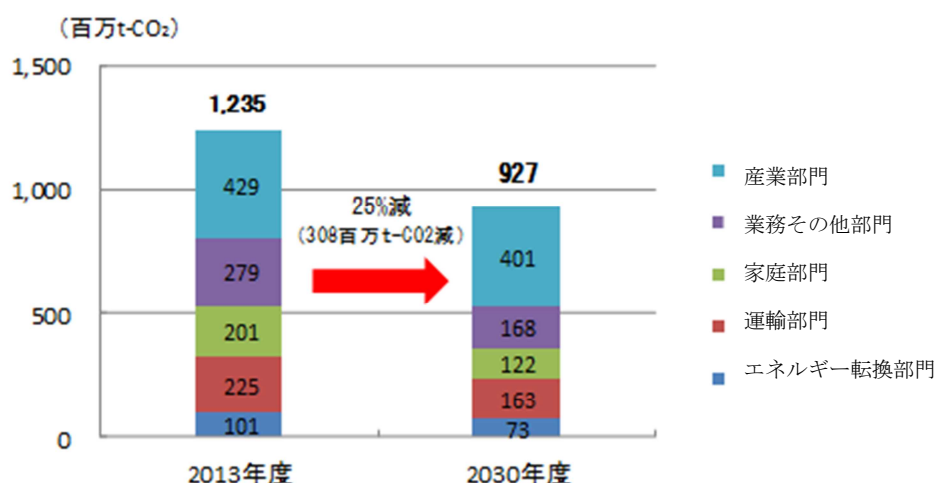


表 【参考】『日本の約束草案』2030年度の温室効果ガス排出量の目安（2013年度比 26%減）

部 門	2013 年度 実績	2030 年度 排出量の目安
エネルギー起源 CO ₂	1,235	927
非エネルギー起源 CO ₂	75.9	70.8
メタン (CH ₄)	36.0	31.6
一酸化二窒素 (N ₂ O)	22.5	21.1
HFC 等 4 ガス	38.6	28.9
温室効果ガス吸収源	—	-37.0
合 計	1,408	1,042.4

[単位：百万 t - CO₂]

・次世代自動車推進事業

地球温暖化や大気汚染防止の観点から、走行時に温室効果ガスを排出しない電気自動車（Electric Vehicle=EV）の普及促進につながる取組を行っています。

現在、環境先進国である欧州のいくつかの国では、ガソリン車・ディーゼル車の販売を将来的に禁止する方針を明らかにしており、海外の自動車メーカーはEVの開発・市場投入を進めています。日本においてもEVの普及が少しずつ進んでおり、ガソリン車からEVへのシフトはこれからますます進んでいくものと予想されます。

EVの普及にはその性能の向上・コストダウンもさることながら、社会インフラとしてのEV用充電器ネットワークを拡充し、EVの利用環境を整備することが必要不可欠となっています。

そのため秩父市では、積極的に補助金を活用し、公共施設等においてEV用急速充電器（※1）を整備しています。市の公共施設・道の駅等については、秩父地場産センター・道の駅ちちぶ・道の駅龍勢会館・道の駅大滝温泉にEV用急速充電器を設置しました。今後も国・県等の補助金を活用しながら継続して充電器の新規設置を進めます。

また同時に、イベント等においてEV車両自体のPRを実施していくことにより、総合的にEVの普及促進を図ります。

※1 EVのバッテリーを30分程度で約80%まで充電できる設備。

表 市内公共施設・道の駅等EV用充電器設置状況

	地場産 センター	道の駅 ちちぶ	道の駅 龍勢会館	道の駅 あらかわ	道の駅 大滝温泉
急速充電器	○	○	○	×	○
普通充電器（※2）	×	×	○	○	○

※2 EVのバッテリーを5～8時間で満充電できる設備（200Vの場合）。



急速充電中の電気自動車



道の駅ちちぶ 急速充電器

・ 公共施設省 CO₂ 化

現在、地球温暖化が急速に進み、世界中でその弊害が起こっています。

地球温暖化対策のためには、原因となる温室効果ガスを削減する必要がある、とりわけ二酸化炭素排出量を削減しなければなりません。

2015 年（平成 27 年）に国連に提出された『日本の約束草案』では、2030 年における日本国内の温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 26%削減することを目標に掲げ、中でも市の業務が該当する「業務その他部門」は削減目標が 40%に設定されています。

秩父市ではこれまでの日常業務の改善を主とした取組により、2016 年度（平成 28 年度）までに 25%以上を削減していますが、目標を達成するためにはこれまで以上に各種の施策・取組を講じる必要があるため、2017 年度（平成 29 年度）に「秩父市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）〈第 4 次計画〉」を新たに策定しました。

本計画では目標達成のためには公共施設の省 CO₂ 化改修が必要と位置付けており、段階的に照明・空調などの省 CO₂ 化改修を進めていく必要があります。

平成 30 年度には、現状で特に CO₂ 排出量が多く、改修することで高い排出削減効果が見込めるほのぼのマイタウン、文化体育センター、吉田元気村の 3 施設の照明及び空調設備の改修をリース方式を活用して実施しました。

・ 省エネ家電買い替え助成金交付事業

家庭部門での温室効果ガス排出量削減を図るため、秩父市では、平成 29 年度から「秩父市省エネ家電買い替え助成金」の交付を実施しています。

本助成金は、家庭で使用している冷蔵庫をリサイクル処理し、高い省エネ性能（※）を有する冷蔵庫を新たに購入した市民に対し助成金を交付するものです。

冷蔵庫を省エネ性能が高いものに買い替えて、冷蔵庫の消費電力を小さくすることにより、手軽かつ確実に家庭における省エネ・温室効果ガス排出量削減を実現することができます。

この助成金に対する市民のニーズは高く、平成 30 年度は、予定件数を超える申請がありました。そのほとんどが 10 年以上使用している製品からの買い替えであり、技術革新により新しい製品の省エネ性能は大幅に向上しているので、買い替えによる削減効果は大きいものとなっています。

引き続き、冷蔵庫買い替えに対する助成を実施しながら、常に市民のニーズや家電性能の変化を把握し、この助成金がより効果を上げられるよう努めます。

※統一省エネルギーラベル(家電製品の省エネ性能の高さを示す基準)4 つ星または 5 つ星



統一省エネルギーラベル

③再生可能エネルギー推進事業

・ 廃食油再生事業

秩父市では平成 19 年度から、家庭や学校給食調理場から回収した使用済みてんぷら油（廃食油）を原料としたバイオディーゼル燃料（BDF）の製造を行っています。

BDF を使用する利点は、廃食油を再生利用した燃料であるため、その製造・使用が水質の保全や廃棄物の削減、そして資源循環型社会の実現につながることです。そして現在、BDF は軽油の代替燃料として様々な用途に利用されています。

秩父市では、BDF は主に一部の公用車の燃料として使用しています。平成 30 年度末現在で BDF を燃料とする公用車の合計累積走行距離は 617,637km になりました。これは地球約 15 周分もの距離に相当します。また、牽引式発電機は野外イベントにおける電化製品の使用、観光スポット（氷柱）のライトアップの電力等に利用されています。

平成 25 年度からはちちぶ定住自立圏事業として、市内だけでなく横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町の家庭から排出された廃食油の引き取りを実施しており、平成 30 年度中の廃食油回収量は 17,169L になりました。

廃食油は、市民の協力のもとに集められた地域資源です。より有効に活用するため、これからも BDF の使用に取り組んでいきます。



牽引式 BDF 発電機

・新電力事業

農作物等と同様に、電力も地域で作られたものを地域で消費すること（「地産地消」と言います。）は非常に効率的であり、ロスも少なく、環境に優しい取組です。

このため秩父市では、これまで「電力の地産地消」に取り組んできましたが、平成 27 年 10 月より、秩父市内が電力会社による「系統連系制約エリア」に指定され、市内で発電した 50kW 以上の電力は電力会社の電線を使用して電力を送ることが不可能となり、新たに電力を「地産」しても「地消」することが困難となりました。

一方、市内には民間事業者による再生可能エネルギーを活用した発電施設が他地域よりも多く存在し、各事業者はその電力を電力会社に売電しています。

しかし、これら売電された電力はそのほとんどが市内で使われることなく、他地域で使われています。

また、市内に電力会社がない現状においては、市内の事業者・一般家庭が支払う電気料金として、年間数十億円が市外に流出しています。

こうした中、平成 28 年 4 月の電力小売自由化により、小売電気事業者登録を行うことで今まで一般電気事業者しかできなかった電力供給事業に他の事業者が参入できるようになりました。

秩父市ではこの制度を活用し、平成 30 年度に、地域で発電された電力を仕入れて地域に卸すことをコンセプトとした地域新電力会社「秩父新電力株式会社」を設立し、平成 31 年 4 月から市公共施設を中心に電力供給を開始しました。今後、段階的に事業所・一般家庭へ電力を供給し、「地域の再生可能エネルギーの地産地消」と、電気料金として地域外に流出していた資金をできる限り地域内に留め、地域内で循環させることによる「地域経済の活性化」の実現を目指します。

さらに、地域新電力会社の利益が一定程度蓄積できた際には、地域課題解決のために活用し、新しい事業展開等を実施することにより、地域の雇用創出を図ります。



秩父新電力

秩父新電力(株)ロゴマーク

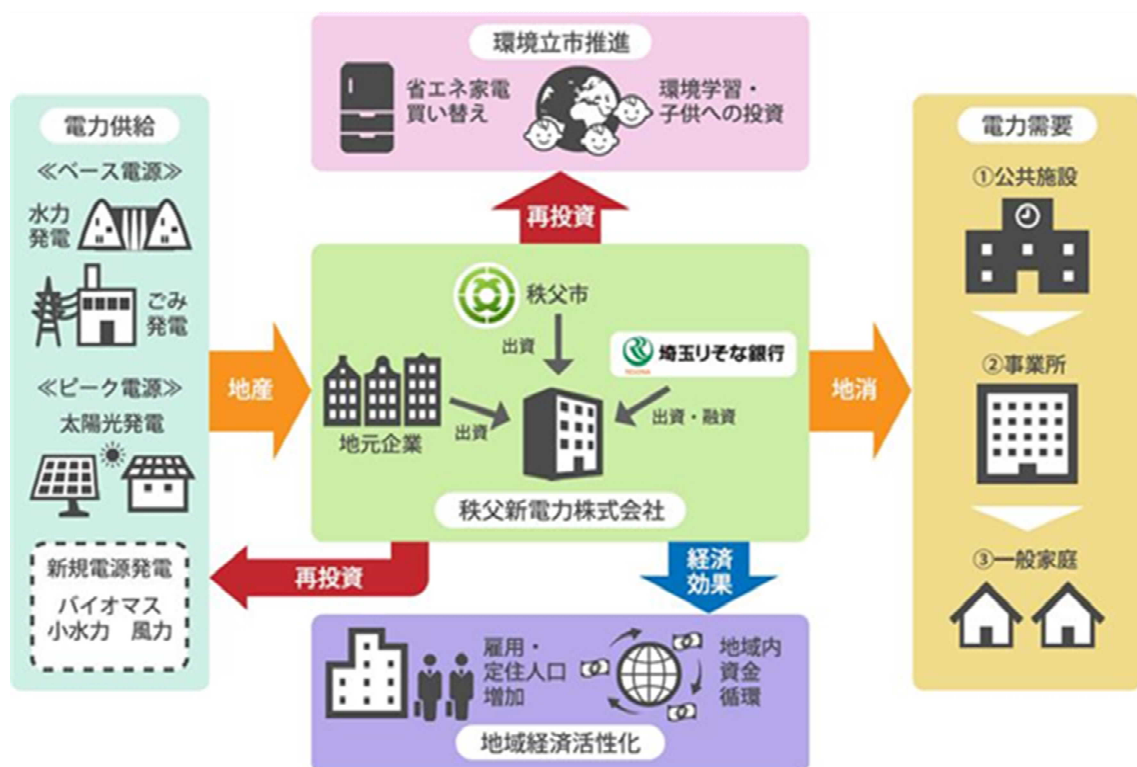


図 新電力会社事業イメージ

・発電施設適正導入推進事業

太陽光発電事業について、発電設備の設置を直接規制する法令等が存在しないため、一部の太陽光発電施設ではあるものの、それらが近隣住民の生活に不安を与えている事例が全国で発生しています。そこで市は、埼玉県内の自治体としては初となる太陽光発電事業に関するガイドライン及び要綱を平成28年度に策定しました。これにより、市内において太陽光発電事業実施者が太陽光発電設備の設置・運用等を行う際に配慮すべきことを明らかにし、地域住民の理解を得た、地域の環境や景観等に調和した事業の適正実施に努めるよう事業者に求めています。

(2) 生活衛生課の事務・事業

① 廃棄物処理適正化推進事業

・ ごみ収集、処理事業

秩父市は、近隣 1 市 4 町で構成される秩父広域市町村圏組合でごみの収集及び処理に関する業務を行っています。ごみ収集はステーション方式で可燃ごみ、不燃ごみ、廃蛍光管(40W 以下)・電球、廃乾電池・ライターの 4 分別収集のほか、資源ごみとして、紙・布類、カン・ビン類、ペットボトル(平成 18 年 4 月から開始)、加えて平成 26 年 4 月からは、一般家庭から排出される使用済小型電子機器も収集しています。なお、粗大ごみはセンターへ直接搬入するか収集許可業者へ依頼することとなります。

可燃ごみは秩父クリーンセンターで焼却処分し、不燃ごみは秩父環境衛生センター内で破袋、分別し、可燃ごみ、資源ごみの抽出処理を行った後、不燃残渣を埋め立て処分しています。資源ごみは分別したのちに資源化売却という形をとっており、廃乾電池、廃蛍光管、廃家電(家電リサイクル法対象 4 品目以外)など処理が困難なものに関しては処理を民間業者に委託しています。

資料編 (1) ごみ処理関係データ

表 1-1 過去 5 年間ににおける旧市町村区域別ごみの排出量経過

図 1-1 平成 30 年度秩父市におけるごみ処理フローチャート

図 1-2 過去 5 年間ににおける年間ごみ総排出量及び 1 日 1 人当たり排出量の推移

・ ごみの不法投棄対策事業

近年、消費型社会の副産物とも言えるごみの不法投棄は深刻な社会問題となっています。

ごみの不法投棄は近隣の生活環境に悪影響を及ぼすばかりでなく、自然環境の破壊にもつながるため、不法投棄防止の働きかけ、早急な発見、回収が必須となっています。

そこで秩父市では、山林、河川及び道路等におけるごみの不法投棄を防止するため、公益社団法人秩父市シルバー人材センターに委託し、市内を巡視するとともに、公共の場所での不法投棄ごみの回収を実施しています。

また、以前から秩父市として、不法投棄防止看板の設置、パンフレットの配布等の啓発活動を行って参りましたが、平成 30 年度からは定住自立圏構想の一環として、秩父圏域 1 市 4 町で不法投棄防止啓発の取り組みを開始しました。各種看板等は市役所、各総合支所で無料配布しています。

資料編 (1) ごみ処理関係データ

表 1-2 平成 30 年度月別不法投棄ごみ搬入量詳細

表 1-3 平成 30 年度不法投棄家電リサイクル法対象品搬入量

図 1-3 平成 30 年度月別不法投棄ごみ搬入量



不法投棄禁止看板の設置例

・有価物回収事業、報償金・助成金交付事業

秩父市では、ごみの減量化及び適正処理を行うとともに資源の有効利用を図るため、有価物回収事業及び、町会資源ごみ収集報償事業を実施しています。

有価物回収事業では、市、地域住民団体及び関連業者が一体となって有価物回収事業を実施し、回収した廃品(新聞紙やダンボール、カン・ビン)1kgにつき、地域住民団体には5円の報償金、業者協力団体には1円の助成金を交付しています。また、町会資源ごみ収集報償事業では、収集した資源ごみ1kgにつき1円、ペットボトルについては1kgにつき10円の報償金を各町会に交付しています。

資料編 (1) ごみ処理関係データ

表1-4 平成30年度資源回収支援事業実績

②し尿処理事業

現在の秩父市のうち旧秩父市、旧大滝村、旧荒川村のし尿収集、運搬及び処理に関する事務は、昭和45年から旧秩父市、横瀬町、旧大滝村、旧荒川村で構成される秩父衛生組合で行って来ました。その後、市町村合併に伴って平成17年3月31日に秩父衛生組合が解散したことを受け、平成17年度から秩父市が事務を行うこととなりました。また、旧吉田町におけるし尿収集、運搬及び処理に関する事務は、旧小鹿野町、旧吉田町、旧両神村で構成される西秩父衛生組合によって行われてきましたが、平成17年10月の旧小鹿野町、旧両神村の合併の折に解散し、小鹿野町へ事務が移行いたしました。その後、平成21年度には小鹿野町への業務委託を廃止し、秩父市が事務を行うこととなりました。現在し尿収集、運搬は業者3社への委託によって行われており、旧秩父市内、旧大滝村及び旧荒川村、旧吉田町の3つの区域に分けて収集、運搬を行っています。委託業者3社によって収集、運搬されたし尿は清流園に搬入され、高度処理が施された安定かつ良質な処理水を荒川に放流しています。また、浄化槽汚泥についても、浄化槽清掃及び収集運搬の許可業者7社によって同施設に搬入し処理されています。

平成30年6月からは定住自立圏の枠組みでし尿処理事業広域化検討委員会として、圏域のし尿処理事業の統合についての検討を進めています。

資料編 (2) し尿処理関係データ

表2-1 平成30年4月1日現在の秩父市におけるし尿処理人口詳細

図2-1 過去30年間ににおけるし尿及び浄化槽汚泥処理量

③自然保護事業

・ 自然公園

秩父市には秩父多摩甲斐国立公園、県立武甲自然公園、県立長瀬玉淀自然公園、県立西秩父自然公園があります。秩父市では、このうち県立長瀬玉淀自然公園の特別地域について埼玉県から保護管理を受託しており、平成 30 年度は年間 15 回のパトロールを行い区域内的の風致維持に努めました。

・ オオキンケイギク

ちちぶ定住自立圏の枠組みで毎年春から夏にかけて、在来種や生態系を守るために、特定外来生物「オオキンケイギク」の繁殖を防止するための啓発チラシの回覧と NP0 等によるオオキンケイギク除草作業の支援を行っています。



オオキンケイギク



オオキンケイギク防除普及啓発チラシ

④生活環境対策事業

・公害苦情処理業務

秩父市では、市民の生活環境を保全するため、大気の汚染、水質の汚濁、騒音や悪臭などの相談に関し、法律及び条例に基づき、公害苦情処理業務を実施しています。

近年は啓発活動が一定の効果を上げ年度ごとの苦情件数はほぼ横ばいとなっています。一方で近隣問題をめぐる苦情は、法的規制に当てはまらないものが多く、その解決のためには、当事者間同士の十分な理解を得るため、事案に則した機動的かつ柔軟な対応を行っていく必要があります。

平成 30 年度の公害苦情件数は 37 件で、昨年度より 15 件少ない結果となりました。公害の種類別苦情受理件数は、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）のうち大気汚染が 13 件、次に騒音 7 件、悪臭 2 件、水質汚濁 1 件となっており、その他の公害については 14 件でした。

また、秩父市における公害苦情は、市民生活に密着した多種多様な内容となっており、今後の環境行政には、関係法令に基づく適切な処理を行うことはもとより、地域社会の望ましい姿について正しい認識を基本に、幅広い見地から対応できる姿勢が求められます。

資料編（３）公害関係データ ①公害苦情データ

・公害測定分析事業

秩父市では大気、騒音、水質等の公害分析測定を実施し、公害発生の防止と原因者に状況を周知し指導を行っています。また、長年にわたり保管した測定結果は経年変化として統計的な重要資料となっており、環境保全を図る上でも重要になります。

資料編（３）公害関係データ ②大気関係データ～④水質関係データ



ハイポリウムエアサンプラー 設置状況



酸性雨採取器 設置状況



騒音計

・公害防止啓発事務事業

市報、ホームページによる環境情報の発信並びに環境データ分析による経年変化を「秩父市の環境」に掲載するなどして公害防止への理解と環境啓発・思想の普及を図っています。また、光化学スモッグ、放射線、微小粒子状物質 PM2.5 等の健康被害に直結する大気汚染情報についても発生状況を掲載し周知を行っています。

平成 30 年度は、秩父市における光化学スモッグ注意報発令日数は 1 日で、前年度に比べ 2 日の減少となり、健康被害の届け出はなく、放射線、PM2.5 については基準値を超過した日はありませんでした。

また、公害関係法令及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、各種届出のうち、県から事務委任されている騒音関係の届出について受付事務処理を行っています。（吉田地区、大滝地区、荒川地区、浦山地区、大田地区、定峰地区の特定施設工場、建設現場は除く。）

資料編 (3) 公害関係データ ②大気関係データ

図3②-1 オキシダント基準観測局と光化学スモッグ注意報発令地区区分

表3②-3 光化学スモッグ注意報等発令基準

表3②-4 注意報発令日数と健康被害届出人数



図 光化学スモッグの仕組み

表 平成30年度騒音関係届出書の受理状況

種 類 \ 区 分	法 令	県 条 例
設置の届出 (新設)	2	-
使用の届出 (既設)	-	-
施設の種類ごとの数変更届出書	-	-
騒音の防止の方法変更届出書	-	-
氏名 (名称、住所、所在地) 変更届出書	3	2
施設使用全廃届出書	-	-
承継届出書	-	-
特定建設作業実施届出書	4	
公害防止組織関係届出書	-	3
その他	-	-

・ 焼却炉無料回収事業

ダイオキシンの発生を抑止するとともに適正なごみ処理を行ってもらうため、適確外の簡易焼却炉使用禁止の周知及び無料回収を実施しています。市報による焼却炉無料回収の周知を毎年行いながら回収を実施してきたことにより、焼却炉でのごみ焼却苦情は減少傾向にあります。

平成 30 年度は 3 件申請があり、ブロック焼却炉 3 台を回収しました。



(3) 森づくり課の事務・事業

①市営林造林管理事業

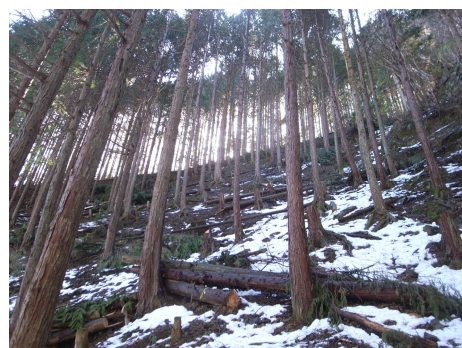
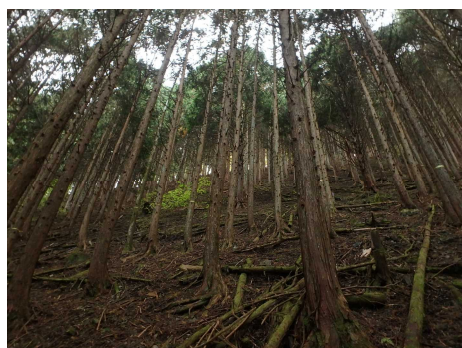
・市営林保育事業

秩父市には 2,990ha の直営林と 576ha の分収林、併せて 3,566ha の市有林があります。この直営林のうちスギ、ヒノキなどの人工林が 1,069ha あり、市営林保育事業では、主に直営林の針葉樹人工林の手入れを行っています。

平成 30 年度は、以下の表のとおり森林整備を実施しました。

表 平成 30 年度市営林保育事業

場所	整備内容	実施数量
高篠地区	搬出間伐、作業道開設	7.77ha、1,500m
〃	枝打ち	1,850 本
浦山地区	切捨間伐	17.24ha
栃本地区	作業道開設	200m



切捨間伐（浦山地区市有林）

・里山平地林事業

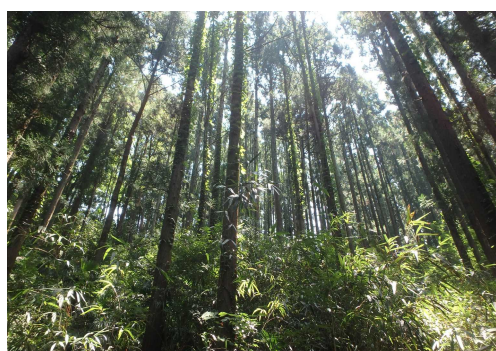
近年、全国各地で住宅に近接する竹林や雑木林が放置され、生活環境の悪化や災害、犯罪の危険性が高まっています。

このような放置された里山・平地林において、侵入竹の伐採、ササ・つる類等の刈り払い、不良木の抜き伐り、植栽、下刈り、除伐、枯損木・倒木の除去等を実施しています。

平成 30 年度は、次の表のとおり実施しました。

表 平成 30 年度里山平地林事業

場所	整備内容	面積 (ha)、本数 (本)
野坂・大宮地区	草刈機伐開、つる切り	0.44ha
〃	枯損木・不良木処理	163 本
太田地区	草刈機伐開、つる切り	0.84ha
〃	枯損木・不良木処理	699 本



施工前



施工後

・ふるさと文化財の森

文化庁では、文化財建造物の保存修理に必要な資材の供給林及びそれら資材採取の技能者を育成する研修林を「ふるさと文化財の森」として設定しています。

秩父市有林のうち、樹齢 100 年生をはじめとする高齢級のスギ・ヒノキ等の森林が 60ha まとまっている栃本市有林においては、「200 年生の森づくり」基本方針をたて、将来的に文化財修復用材としての利用も視野に入れ育成していますが、この度、平成 31 年 3 月 20 日に「ふるさと文化財の森」【檜皮、木材（スギ・ヒノキ）】の設定を受けました。

これに先立ち昨年 7 月 6 日には、公益社団法人全国社寺等屋根技術保存会と「檜皮採取に関する協定」を締結し、檜皮採取研修の実施も始まりました。



←檜皮採取作業

纏められた檜皮→



②森づくり事業

・企業の森活動事業

秩父市では、企業の CSR 活動の一環として行われている「企業・団体による森づくり」活動に取り組んでいます。普段森林と接する機会の少ない都市住民の方を中心に、市有林をフィールドに植林や下刈、間伐などの森林保育活動を実践していただいています。協定は「埼玉県森林づくり協定」に基づくもの、その他のものがあります。平成 30 年度は以下の表のとおり活動を実施しました。

表 平成 30 年度企業・団体の森実施状況

活動日	企業・団体	参加人数 (人)	活動内容	面積 (ha)
6 月 30 日	本田技研工業(株)	86	下刈り	1.5
10 月 20 日		83	植樹	0.3
11 月 11 日	埼玉県労働者山岳連盟	29	下刈り、植樹	0.3
11 月 17 日	秩父ふたば幼稚園 NPO 百年の森	79	植樹	0.5



ホンダの森



埼玉労山の森（植樹）

・緑の家庭募金事業

公益社団法人埼玉県緑化推進委員会と協力して、緑の家庭募金を実施しています。各町会ごとに「みどりの募金」に協力いただき、同委員会を通じて寄付され、国土緑化、身近な緑の創出などに活用されています。秩父市でも募金の一部を活用し、市有林の間伐事業など緑を守る取組を実施しています。平成 30 年度の実績は次の表のとおりです。

表 平成 30 年度家庭募金

平成 30 年度家庭募金額（円）	1, 228, 499
緑の家庭募金緑化事業実施額（円）	656, 000

・ 秩父森づくりの会

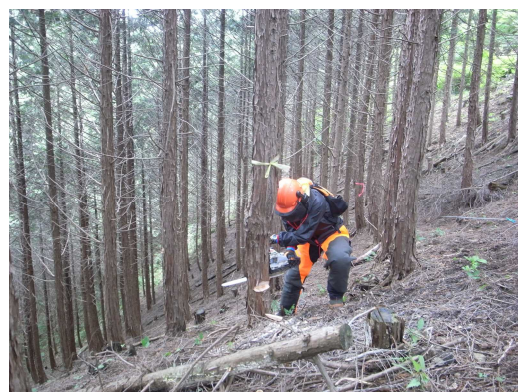
秩父森づくりの会は平成 24 年に設立し、横瀬町芦ヶ久保地内の市有林と公益社団法人埼玉県農林公社との分収林を主なフィールドに、ボランティアで森づくり活動を実施しています。平成 31 年 3 月末時点の会員数は 79 人となっています。平成 30 年度の活動は以下の表のとおりです。

表 平成 30 年度秩父森づくりの会の活動

活動内容	活動回数（回）	参加人数（人）
間伐、枝打ち	11	95
薪用材の玉切り等	4	24
イベント協力（間伐、選木）	2	53
安全講習（チェーンソー）	1	5
計	17	177



（枝打ち）



（間伐）

森づくりの会活動の様子

③木材活用推進事業

・ウッドスタート事業

秩父市では平成 26 年 3 月に「ウッドスタート宣言」を行い、10 か月健診時に、誕生祝品として木のおもちゃを配付しています。木のおもちゃは「TUMICCO（つみっこ）」、「ちちぶの幸」または「木守りのうち」のいずれかを選ぶことができます。平成 30 年度の配付実績は以下の表のとおりです。

平成 30 年度ウッドスタート事業

種類	配付数
TUMICCO（つみっこ）	63 個
ちちぶの幸	260 個
木守りのうち	53 個



「TUMICCO（つみっこ）」



「ちちぶの幸」



「木守りのうち」

・ イベント出展

秩父産木材のPRのため、各種イベントに出展しています。平成30年度の実績は以下の表のとおりです。（※印は、秩父地域森林林業活性化協議会（ちちぶ定住自立圏）としての出展です。）

表 平成30年度イベント一覧

期日	イベント名	場所
5月12日・13日	第32回木が香る秩父フェスティバル（※）	道の駅ちちぶ
5月19日・20日	森のおもちゃ美術館	新宿御苑
8月25日	浦和美園駅ホームBAR（※）	浦和美園駅
10月13日・14日	森のめぐみの子ども博（※）	東京おもちゃ美術館
10月25日・26日	秩父の山の木フェア（※）	日本橋プラザビルイベントスペース
11月10日・11日	第33回木が香る秩父フェスティバル（※）	道の駅ちちぶ
12月3日	秩父夜祭絹市	黒門通り、買継商通り
12月8日	クリスマスリース作り（※）	埼玉森林管理事務所
12月16日	親子ふれあいコンサート （「木もりのうち」贈呈セレモニー）	秩父市歴史文化伝承館2階ホール
12月22日	豊島区イベント「ひろがるWA」	豊島区センタースクエア

4 資料編

(1) ごみ処理関係データ

表 1-1 過去 5 年間における旧市町村区域別ごみの排出量経過

年度	行政区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)	可燃ごみ (t)	不燃ごみ (t)	資源ごみ (t)			排出合計 (t)	1日当たり (t)	1日1人当たり (g)
						カン・ビン	紙・布類	ペットボトル			
26	秩父地区	54,690	21,921	16,442.88	2,377.56	393.47	1,359.73	58.75	20,632.39	56.53	1,033.6
	吉田地区	5,074	1,888	1,103.06	277.49	55.16	75.90	9.31	1,520.92	4.17	821.2
	大滝地区	854	450	251.80	32.20	15.90	33.42	1.12	334.44	0.92	1,072.9
	荒川地区	5,455	2,084	1,131.02	195.09	54.59	201.93	6.60	1,589.23	4.35	798.2
	秩父市計	66,073	26,343	18,928.76	2,882.34	519.12	1,670.98	75.78	24,076.98	65.96	998.4
27	秩父地区	53,924	21,986	16,245.35	1,499.00	356.19	1,193.31	56.42	19,350.27	53.01	983.1
	吉田地区	4,963	1,896	992.62	85.47	50.46	66.80	9.06	1,204.41	3.30	664.9
	大滝地区	820	436	233.78	21.30	17.29	30.50	1.20	304.07	0.83	1,015.9
	荒川地区	5,282	2,063	1,131.57	133.98	51.30	183.03	6.36	1,506.24	4.13	781.3
	秩父市計	64,989	26,381	18,603.32	1,739.75	475.24	1,473.64	73.04	22,364.99	61.27	942.8
28	秩父地区	53,387	21,976	16,108.83	1,371.36	361.62	1,062.07	56.09	18,959.97	51.95	973.0
	吉田地区	4,862	1,891	1,000.66	82.49	50.60	64.48	9.04	1,207.27	3.31	680.0
	大滝地区	750	408	240.39	19.47	16.91	23.71	1.16	301.64	0.83	1,102.0
	荒川地区	5,169	2,068	1,127.98	127.52	48.97	156.43	6.17	1,467.07	4.02	778.0
	秩父市計	64,168	26,343	18,477.86	1,600.84	478.10	1,306.69	72.46	21,935.95	60.11	936.0
29	秩父地区	52,863	22,037	16,523.75	1,455.06	342.10	995.00	53.75	19,369.66	53.07	1,003.9
	吉田地区	4,751	1,888	971.75	88.82	46.30	61.66	9.21	1,177.74	3.23	679.2
	大滝地区	710	398	255.59	18.95	16.66	22.11	1.05	314.36	0.86	1,213.0
	荒川地区	5,031	2,040	1,046.43	105.63	45.72	142.67	6.15	1,346.60	3.69	733.3
	秩父市計	63,355	26,363	18,797.52	1,668.46	450.78	1,221.44	70.16	22,208.36	60.84	960.4
30	秩父地区	52,238	22,094	16,613.88	1,546.84	325.37	903.72	57.89	19,447.70	53.28	1,020.0
	吉田地区	4,676	1,882	965.10	91.42	43.29	53.04	9.63	1,162.48	3.18	681.1
	大滝地区	686	391	232.55	18.00	17.03	19.23	1.10	287.91	0.79	1,149.8
	荒川地区	4,913	2,019	1,057.68	104.32	43.69	133.67	6.30	1,345.66	3.69	750.4
	秩父市計	62,513	26,386	18,869	1,761	429	1,110	75	22,244	60.94	974.9

図 1 - 1 平成 30 年度秩父市におけるごみ処理フローチャート

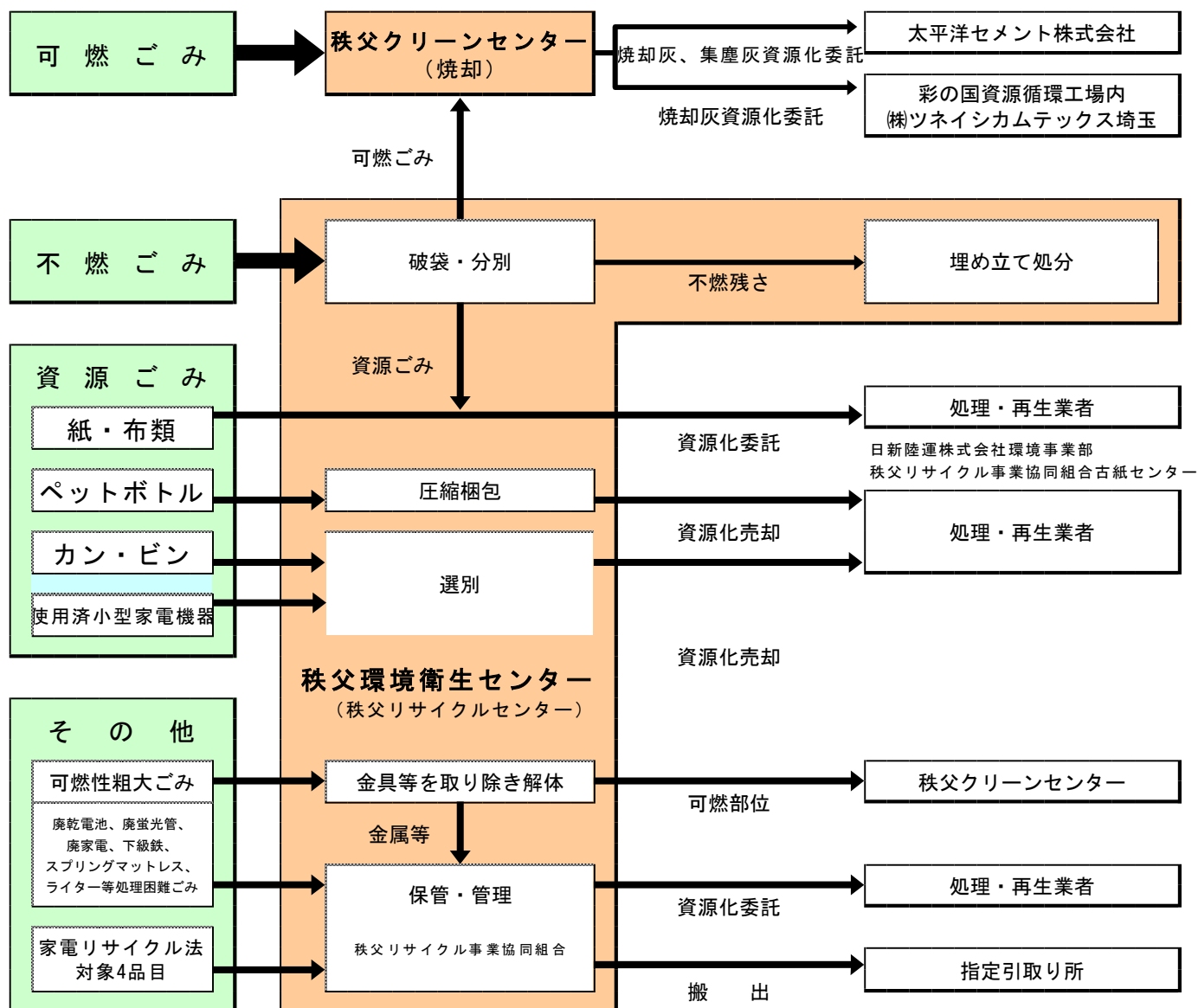


図 1 - 2 過去 5 年間ににおける年間ごみ総排出量及び 1 日 1 人当たり排出量の推移

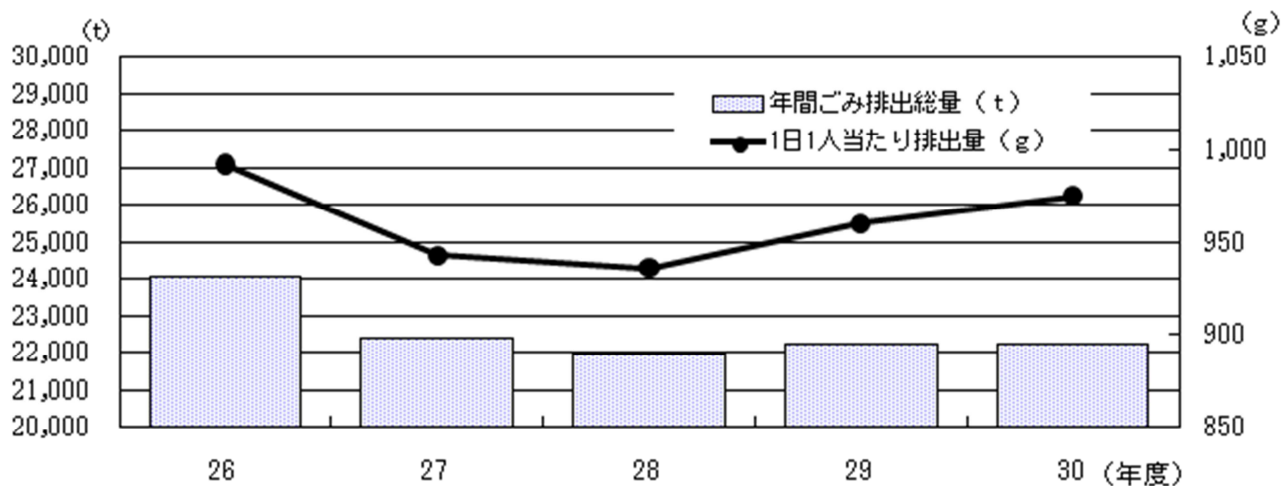


表 1－2 平成 30 年度月別不法投棄ごみ搬入量詳細

	環境衛生 センター (kg)	クリーン センター (kg)	監視業務 日数
4 月	570	620	20
5 月	1,530	1,200	21
6 月	1,710	930	21
7 月	700	640	10
8 月	750	1,470	16
9 月	890	1,000	18
10 月	1,960	920	22
11 月	840	850	21
12 月	1,080	1,230	19
1 月	610	740	19
2 月	580	570	19
3 月	1,070	1,440	19
計	12,290	11,610	225

表 1－3 平成 30 年度不法投棄家電リサイクル法対象品搬入量

	テレビ	エアコン	冷蔵庫	洗濯機	計
4 月	4	0	0	0	4
5 月	5	0	1	0	6
6 月	8	0	3	0	11
7 月	5	0	0	0	5
8 月	4	0	0	3	7
9 月	0	0	0	0	0
10 月	2	0	0	2	4
11 月	0	0	0	0	0
12 月	2	1	0	3	6
1 月	3	0	0	1	4
2 月	2	0	0	0	2
3 月	4	0	2	2	8
計	39	1	6	11	57

図 1－3 平成 30 年度月別不法投棄ごみ搬入量

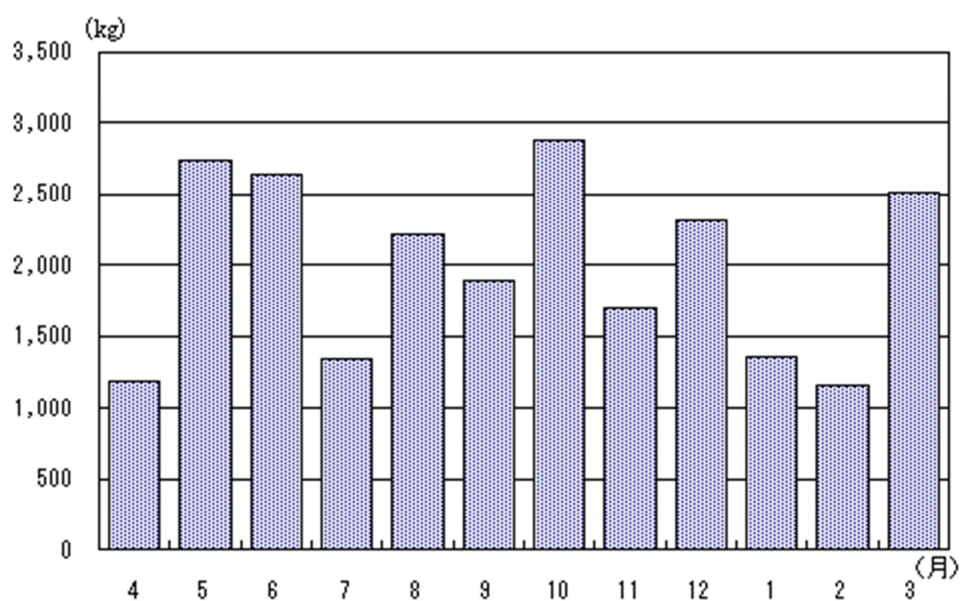


表 1－4 平成 30 年度資源回収支援事業実績

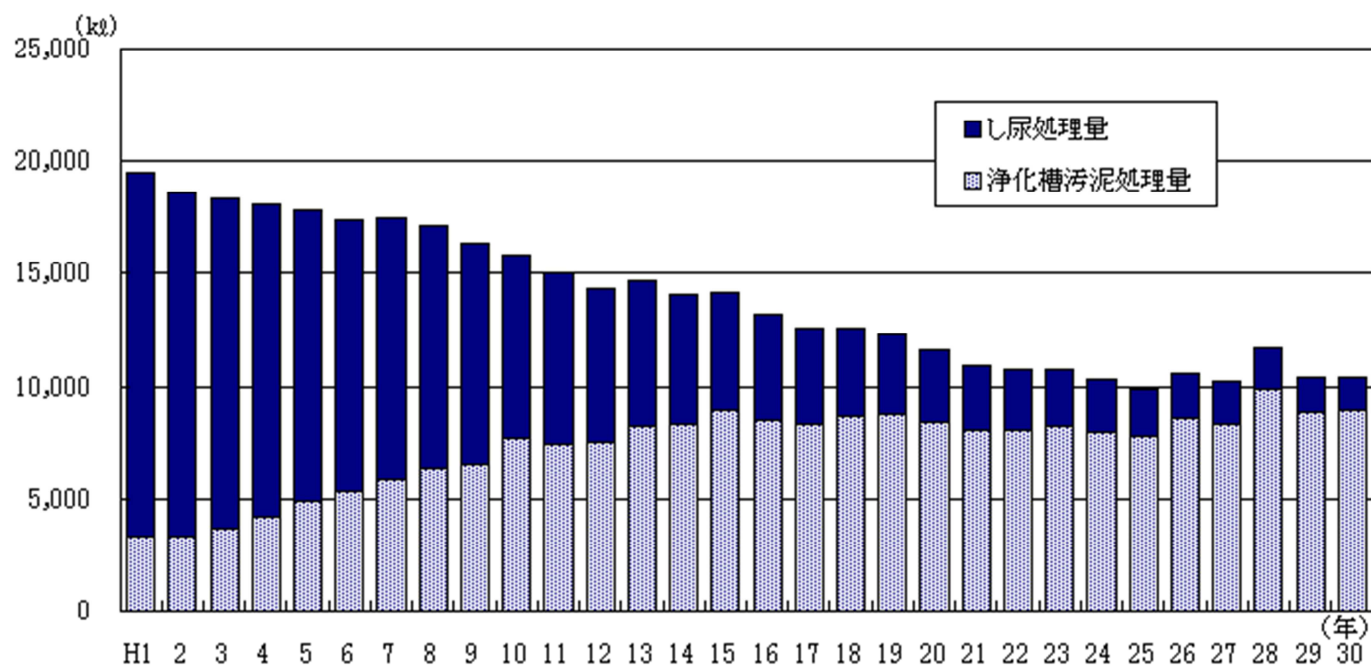
	単 価 (1kg 当り)	実 施 団 体	回 収 量 (kg)	交 付 金 額 (円)
報償金	5 円	117 団体	1,401,539	7,007,695
	1 円	各町会	1,762,475	2,364,730
	10 円(ペットボトル)			
助成金	1 円	2 団体	1,402,960	1,402,960

(2) し尿処理関係データ

表 2-1 平成 30 年 4 月 1 日現在の秩父市におけるし尿処理人口詳細

区 分			秩 父 市 中 央		大 滝 地 区		荒 川 地 区		吉 田 地 区		秩 父 市 計		
			世帯数	人 口	世帯数	人 口	世帯数	人 口	世帯数	人 口	世帯数	人 口	
非 水 洗 化 人 口			1,028	2,075	89	139	167	279	188	343	1,472	2,836	
内 訳	計 画 収 集 人 口		1,028	2,075	56	96	167	279	188	343	1,439	2,793	
	自 家 処 理 人 口		0	0	33	43	0	0	0	0	33	43	
水 洗 化 人 口			21,009	50,788	309	571	1,873	4,752	1,700	4,418	24,891	60,529	
水 洗 化 人 口 内 訳	公 共 下 水 道 人 口		14,329	33,783	0	0	0	0	0	0	14,329	33,783	
	コミュニティプラント人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	浄 化 槽 人 口		6,680	17,005	309	571	1,873	4,752	1,700	4,418	10,562	26,746	
	内 訳	合併処理浄化槽人口		4,465	11,763	229	427	1,326	3,456	1,189	3,139	7,209	18,785
		補 助 事 業 に よ る 合 併 処 理 浄 化 槽 人 口	3,152	7,920	57	75	773	1,878	591	1,458	4,573	11,331	
			農 業 集 落 排 水 施 設 人 口	561	1,527	0	0	0	0	184	459	745	1,986
			そ の 他 の 合 併 処 理 浄 化 槽 人 口	752	2,316	172	352	553	1,578	414	1,222	1,891	5,468
	単 独 処 理 浄 化 槽 人 口		2,215	5,242	80	144	547	1,296	511	1,279	3,353	7,961	
合 計			22,037	52,863	398	710	2,040	5,031	1,888	4,761	26,363	63,365	

図 2 - 1 過去 30 年間にけるし尿及び浄化槽汚泥処理量



(3) 公害関係データ

①公害苦情データ

図3①-1 年度別公害苦情受理件数

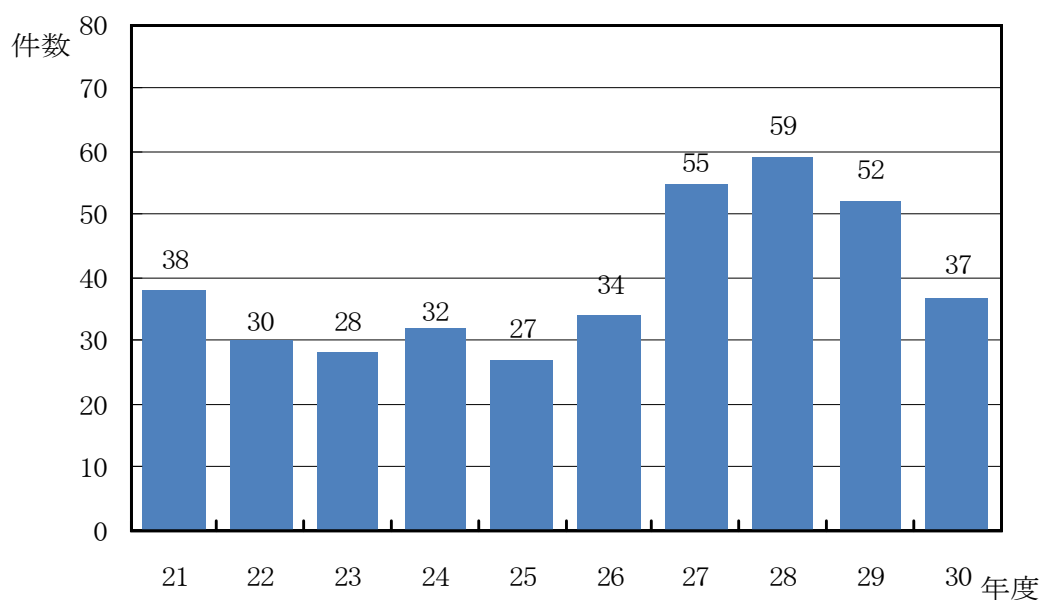


図3①-2 種類別苦情受理件数

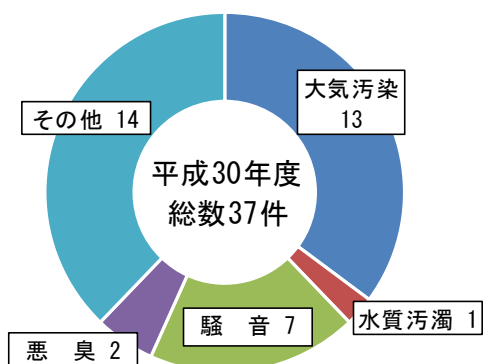


図3①-3 用途地域別苦情受理件数

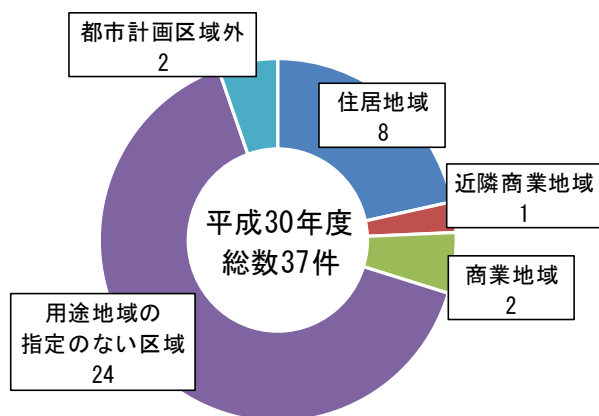
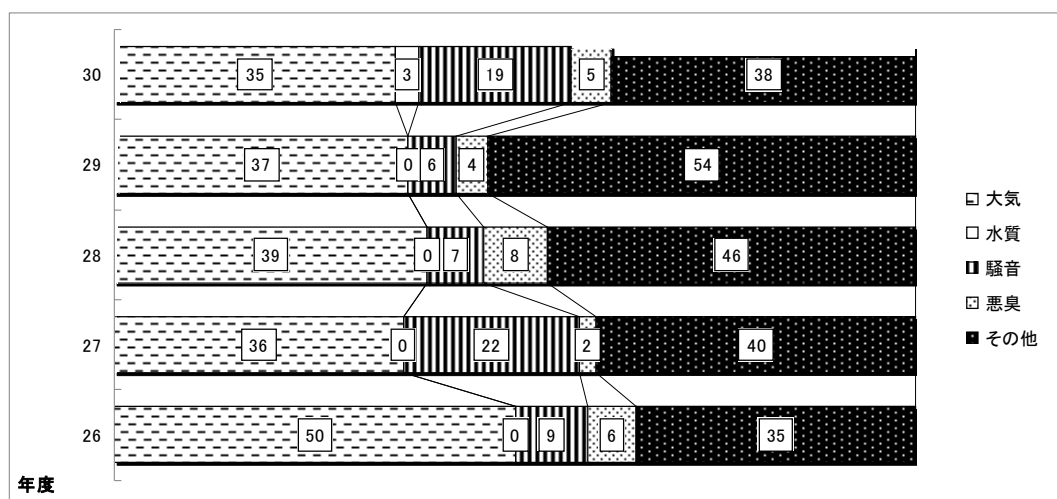


表3①－1 平成30年度月別公害苦情受理件数

種類 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
大 気 汚 染	1	1	1	0	0	1	2	2	2	2	1	0	13
水 質 汚 濁	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
騒 音	0	0	3	0	0	0	1	1	1	0	1	0	7
振 動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪 臭	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
そ の 他	1	2	3	1	2	0	1	1	2	0	1	0	14
計	2	3	8	2	2	1	4	5	5	2	3	0	37

※大気汚染の苦情に関しては、野外焼却の煙による苦情がほとんどであり、家庭ごみや廃材等の焼却や、剪定した草木・落葉などの処分に困っての焼却、農業を営む上でやむを得ない焼却などが多く見られた。騒音に関しては、事業場での作業音が大半を占めた。悪臭に関しては、側溝に流れる生活排水によるものであった。水質に関しては、塗装工事の塗料が流れ落ちたものであった。その他の苦情については、近年増加傾向にある空き地や遊休農地等の雑草・雑木の苦情がほとんどであった。

図3①－4 年度別公害苦情内訳



②大気関係データ

用語解説（大気）

○ 環境基準

環境基本法第16条により人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで「維持されることが望ましい基準」とされ、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準とは異なる。

○ 硫黄酸化物（SO_x）

硫黄（S）と酸素（O）の化合物の総称で、重油等の燃焼に伴い、主にSO₂、SO₃として大気中に排出される。かつては四日市ぜんそく等数々の大気汚染の主役として問題とされてきたが、現在では一連の対策により全国的に減少の傾向にある。

○ 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径が10ミクロン以下のものをいう。

人工的な発生源として、自動車、工場、鉱山など、自然的な発生源としては、土壌粒子、火山噴火物などがあり、その組成も多種多様である。

○ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径が2.5ミクロンの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

○ 光化学オキシダント（O_x）

大気中の窒素酸化物、炭化水素（HC）等が強い紫外線により光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称で光化学スモッグの指標とされている。

○ 光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物と炭化水素が、太陽の紫外線の影響を受けて光化学反応を起こし、強酸化性物質とアルデヒド、アクロレイン等の還元性物質が二次的に生成され、更に大気中に亜硫酸ガスが存在する場合、硫酸ミストが生成されるといわれる。これらの光化学反応により生じた数々の二次汚染物質を総称し光化学スモッグと呼んでいる。この二次汚染物質のうちPAN、オゾン等の酸化性物質をオキシダントと呼び、このオキシダント濃度で光化学スモッグの指標としている。

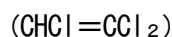
○ 窒素酸化物（NO_x）

窒素（N）と酸素（O）の化合物の総称で、大気中に存在するのは主としてNOとNO₂である。燃焼過程で排出されるのは、主としてNOで緩やかな酸化によりNO₂となる。また、NO、NO₂はそれ自身、有害であるばかりではなく、光化学スモッグの原因物質ともなっている。

○ ベンゼン（C₆H₆）

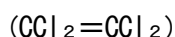
炭化水素化合物。化学工業製品（合成ゴム、合成洗剤、合成繊維等）の原料、溶剤、抽出剤等広範な用途に使われており、ガソリン中にも1%程度含有されている。人に対する発ガン性が確認されている。

○ トリクロロエチレン



有機塩素化合物。機械工業、金属加工工業等で金属加工部品等の脱脂洗浄に使われるほか、化学製品等の原料や溶媒等としても利用されている。人に対する毒性としては、中枢神経障害、肝臓、腎臓障害等が認められている。

○ テトラクロロエチレン



有機塩素化合物。ドライクリーニング用洗浄剤として使用されるほか、金属加工部分等の脱脂洗浄、化学薬品等の原料、溶媒等にも利用されている。人に対する毒性としては、中枢神経障害、肝臓・腎臓障害等が認められている。

○ オゾン (O₃)

紫外線、X線等の短波光線が酸素分子に反応すると発生する。空気より重く、金属のような臭気を発生する。無色の物質で強い酸化力があり、色素類を脱色し、二酸化硫黄や炭化水素を酸化し無水硫酸や、アルデヒドに変える性質がある。人体には0.2～0.5ppm程度で呼吸器の刺激症状、胸部の拘縮、肺機能の低下が起こる。

○ 石綿 (アスベスト)

高い抗張力と柔軟性を持った繊維状の天然鉱物の総称であり、断熱材やブレーキ材などとして幅広く利用されている。その一方で、浮遊する高濃度のアスベストを吸収することにより、アスベスト肺などの健康障害を起こすほか、発ガン性があることが知られている。

○ ppm

100 万分の1を表す濃度の単位。例えば1m³の大気中に1cm³のNO₂が含まれる場合のNO₂濃度を1ppmという。

○ ppb

ppmの1/1000、すなわち10億分の1を表す濃度の単位。

○ ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD) 及びその類似物質であるポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) の総称である。燃焼や科学物質構造の過程等で非意図的に生成されるもので、動物実験により強い急性毒性を持つことが明らかにされているほか、人に対する発ガン性や催奇形性が疑われている。

○ オゾン層

地球を取り巻く大気には、高さ20kmあたりにオゾンを多く含む層が地球を包むように広がっている。このオゾンの多い層を特にオゾン層と呼んでおり、生物に有害な紫外線を吸収する働きをしている。最近では、フロンガス等の影響によりオゾン層が減少している。オゾン層が破壊されると地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚ガンの増加や生態系への影響が懸念される。

○ フロン

炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物の総称。冷蔵庫やクーラーの冷媒、スプレーの噴射剤、半導体の洗浄剤として広く使用されてきた。分解しにくいために成層圏まで達してオゾン層を破壊する。このため、オゾン層保護法により、特にオゾン層の破壊力が強い5種類の特種フロンは1996年1月から生産が全廃された。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法	告示年月日
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	昭和48年 5月16日
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法	昭和48年 5月8日
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	昭和53年 7月11日
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有すると認められた方法	平成9年 2月4日
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。		平成13年 4月20日
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	平成11年 12月27日
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1年平均値が15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、ろ過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	平成21年 9月9日

表 3②－ 1 年度別酸性雨等測定結果推移

年度 \ pH	4.0以下	4.01～5.0	5.01～6.0	6.01～7.0	7.01～8.0	8.01～9.0	9.01以上	検体合計	降雨採取日数	年平均pH
26	13	108	80	45	7	0	0	253	64	5.18
27	9	47	48	64	3	0	0	171	41	5.51
28	23	121	89	24	1	0	0	258	59	4.98
29	1	16	30	101	4	0	0	152	39	6.19
30	0	29	95	48	1	0	0	173	41	5.63

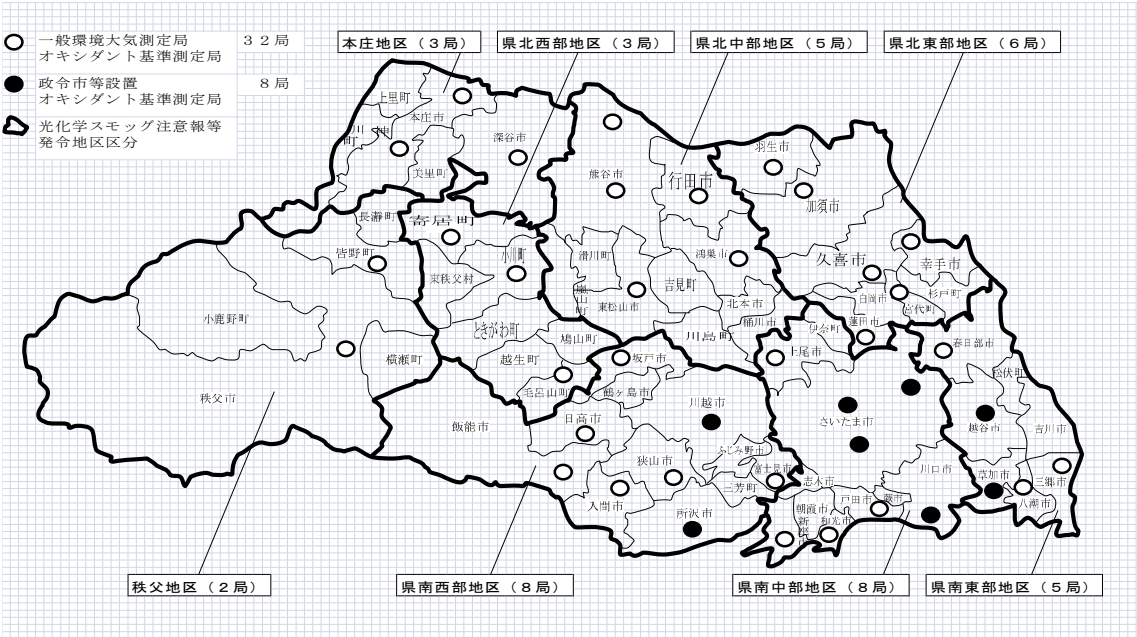
※酸性の度合いは一般に pH（水素イオン濃度指数）で表現され、この値が低いほど酸性が強くなり、pH5.6以下の雨を酸性雨と呼んでいる。H30年度については凍結による採水瓶破損の恐れがあるため1月から2月末にかけて、測定未実施期間あり。

表 3②－ 2 平成30年度月別酸性雨等の分析結果

月 \ pH	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
4.0以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4.01～5.0	3	0	9	0	5	11	1	0	0	0	0	0	29
5.01～6.0	2	3	9	21	19	28	9	2	2	0	0	0	95
6.01～7.0	9	2	3	9	8	4	7	1	5	0	0	0	48
7.01～8.0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
8.01～9.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9.01以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11	5	21	30	32	32	17	1	5	0	0	0	173
日 数	3	1	5	6	8	9	5	1	3	0	0	0	41

※平成30年度の降雨採取日数は41日で、降雨量1mm毎に区分して採取したものを1検体として173検体のpHを測定した。全検体のpHの平均値は5.63であった。

図 3②-1 オキシダント基準観測局と光化学スモッグ注意報発令地区区分



※光化学スモッグ常時監視は埼玉県が実施しており、県内に32局の一般環境大気測定局や8局の政令市等設置オキシダント基準測定局などが設置され、オキシダントの自動測定を行っている。

表 3②-3 光化学スモッグ注意報等発令基準

区 分	発 令 基 準	○発令の基準
		◎工場等対策 (オキシダント大量ばい煙発生事業者)
		●自動車対策
予報	○気象条件などからみて、光化学スモッグ注意報が発令されると予想されるとき	
(地区ごと)	◎燃料使用量の削減等による協力を求める	
	●自動車の運行の自粛を求める	
注意報	○光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその状態が続くと認められるとき	
(地区ごと)	◎燃料使用量を通常の20%程度削減するよう協力を求める	
	●自動車の運行の自粛を求める	
警報	○光化学オキシダント濃度が0.20ppm以上になり、気象条件からみてその状態が続くと認められるとき	
(地区ごと)	◎燃料使用量を通常の40%程度削減するよう勧告する	
	●自動車の運行の自粛を求める	
重大緊急法	○光化学オキシダント濃度が0.40ppm以上になり、気象条件からみてその状態が続くと認められるとき	
(地区ごと)	◎燃料使用量を通常の40%程度削減するよう命令する	
	●県公安委員会に交通規制について要請する	

表 3②-4 注意報発令日数と健康被害届出人数

区分	注意報発令日数 (括弧内は時間)					健康被害届出人数 (人)				
年	26年	27年	28年	29年	30年	26年	27年	28年	29年	30年
秩父市	5 (10:50)	2 (4)	0 (0)	3 (4)	1 (2)	0	0	0	0	0
埼玉県	13	16	1	15	10	0	0	0	0	0

③騒音関係データ

表 3③－１ 一般地域の環境基準

(平成 10 年環境庁告示第 64 号・平成 11 年埼玉県告示第 287 号)

地 域 の 区 分		時 間 の 区 分	昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
A 地 域	第 1 種低層住居専用地域	第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域			
C 地 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 工業専用地域は適用しない。

表 3③－２ 道路に面する地域の環境基準

地 域 の 区 分	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する地域及び C 地域のうち車線を有する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(注) 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表 3③－３ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区 分	昼 間	夜 間
屋 外	70 デシベル以下	65 デシベル以下
窓 を 閉 め た 屋 内	45 デシベル以下	40 デシベル以下

(注1) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道をいう。

(注2) 近接する空間とは、道路端から 2 車線以下では 15m、3 車線以上では 20m の区間をいう。

(注3) 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

表 3 ③－ 4 深夜営業に関する規制基準

(埼玉県生活環境保全条例施行規則第 47 条別表第 18)

区域の区分	基 準 値	時 間
第 1 種区域	45 デシベル	午後 10 時から翌日午前 6 時まで
第 2 種区域	45 デシベル	
第 3 種区域	50 デシベル	原則として午後 11 時から翌日午前 6 時までの間、音響機器の使用禁止
第 4 種区域	50 デシベル	

表 3 ③－ 5 拡声機使用に関する規制基準

(埼玉県生活環境保全条例施行規則第 48 条別表第 19)

1 店頭、街頭等に固定して拡声機を使用する場合

区域の区分	基 準 値	備 考
第 1 種区域	60 デシベル	イ 拡声機の使用は、午前 10 時から午後 6 時までの間に限ること。 ロ 拡声機の使用は、1 回 20 分以内とし、次回の使用までに 10 分以上の間隔を置くこと。 ハ 基準値は、屋外の地上 1.5m の位置における音量とする。
第 2 種区域	65 デシベル	
第 3 種区域	75 デシベル	
第 4 種区域	80 デシベル	

2 移動しながら拡声機を使用する場合

区域の区分	基 準 値	備 考
第 1 種区域	70 デシベル	イ 拡声機の使用は、午前 10 時から午後 6 時までの間に限ること。 ロ 学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 100m の区域内においては、拡声機を使用しないこと。 ハ 停止している間に拡声機を使用する場合の基準値は、音源から 10m 以上離れた地上 1.5m の位置における音量とする。
第 2 種区域	75 デシベル	
第 3 種区域	85 デシベル	
第 4 種区域	85 デシベル	

表 3③－6 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(平成 24 年 3 月 30 日秩父市告示第 62 号)

時間 区 分 区 域 の 区 分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
第 1 種区域 〔 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 〕	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第 2 種区域 〔 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、 用途地域の定めのない地域、都市計画区域外 〕	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域 〔 商 業 地 域 近 隣 商 業 地 域 準 工 業 地 域 〕	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第 4 種区域 〔 工 業 地 域 〕	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、当該各欄に定める当値 d B (A) から 5 デシベル (A) 減じた値とする。

表 3③－7 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を定める基準

(平成 12 年総理府令第 15 号)

	時間 区 分 区 域 の 区 分	昼 間	夜 間
1	a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する区域	75 デシベル	70 デシベル

表 3③－8 区域の類型を当てはめる地域（抄）

(平成 24 年 3 月 30 日秩父市告示第 64 号)

区域の類型	該 当 地 域
a 区 域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
b 区 域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
c 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) この基準は、市町村長から県公安委員会に対し、自動車騒音の低減を図るために交通規制の要請をする場合の基準である。

図 3③－1 騒音の大きさの例

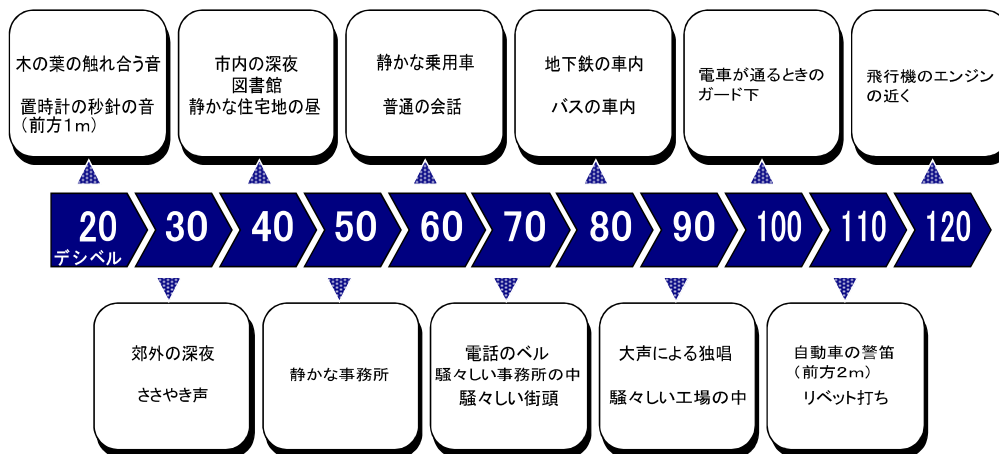


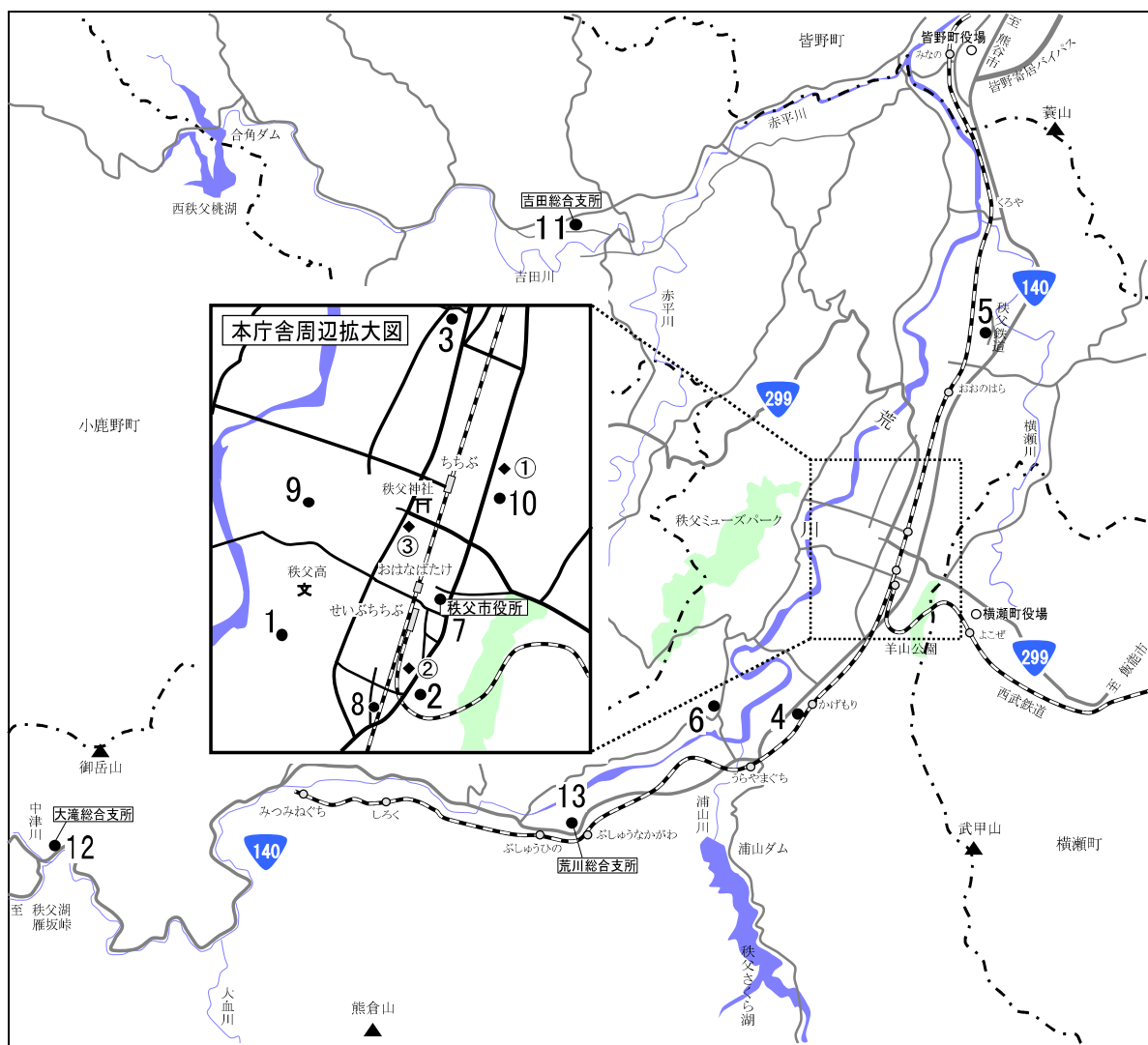
表 3③－9 振動の大きさの例

デシベル	震度 階級	人 間	屋 内 の 状 況	屋 外 の 状 況
55以下	0	人は揺れを感じない。		
55～65	1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。		
65～75	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚ます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
75～85	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
85～95	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
	5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚の食器類、書棚の本が落ちることがある。家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
95～105	5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れ、据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転は困難となり、停車する車が多い。
	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
105～110	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀がほとんど崩れる。
110以上	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物の壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

デシベルとは

音や振動に対する人間の感じ方は、音の強さ(または振幅)、周波数の違いなどによって異なります。騒音(振動)の大きさは、物理的に測定した騒音の強さ(振幅の大きさ)に、周波数による感覚補正を施したものであり、その単位はdB(デシベル)を用います。

図3③-2 騒音測定場所一覧



環境騒音測定箇所

1	花 の 木 保 育 所	8	日 野 田 保 育 所
2	南 小 学 校	9	中村児童館・高齢者憩いの家
3	保 健 セ ン タ ー	10	道 の 駅 ち ち ぶ
4	影 森 公 民 館	11	吉 田 総 合 支 所
5	文 化 体 育 セ ン タ ー	12	大 滝 総 合 支 所
6	久 那 公 民 館	13	荒 川 総 合 支 所
7	秩 父 市 役 所		

交通騒音測定箇所

①	秩父勤労者福祉センター
②	秩父市福祉女性会館
③	知々夫ブランド館

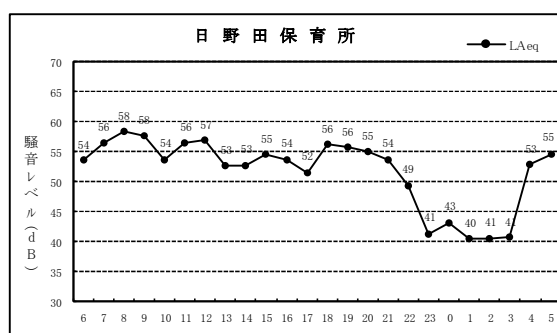
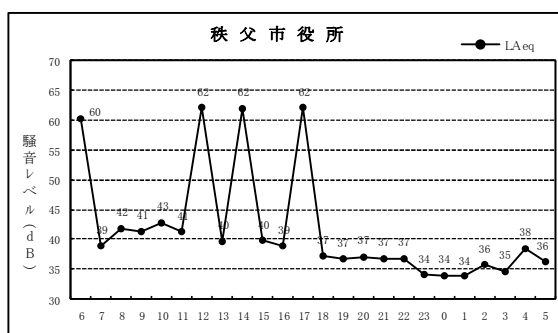
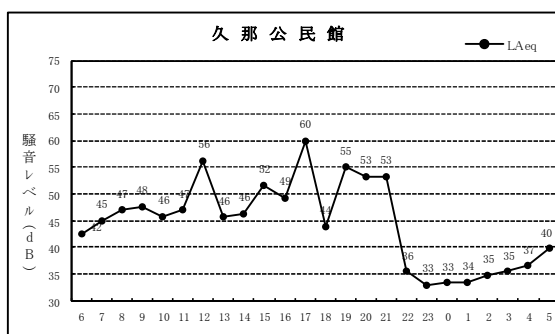
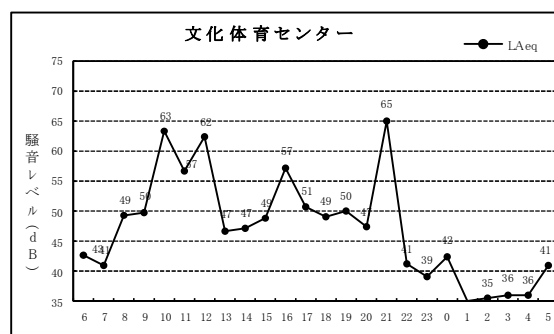
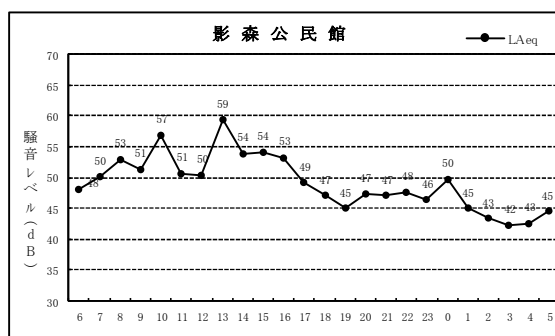
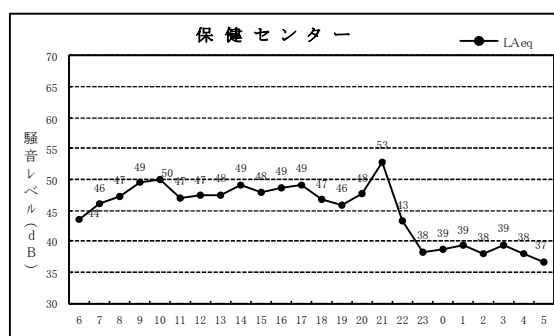
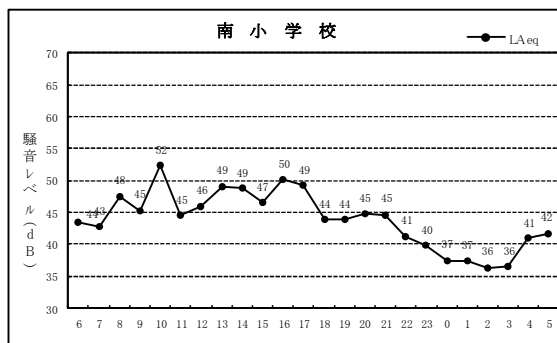
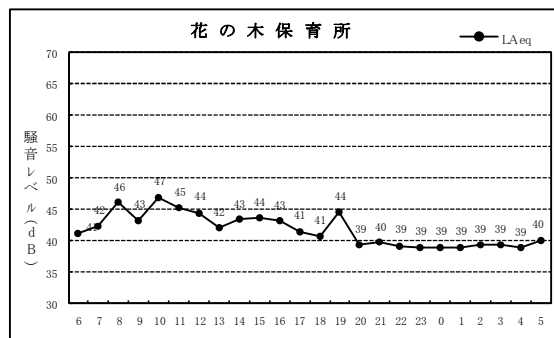
表3③-10 環境騒音測定結果

(単位:デシベル)

測定場所	地域の区分	用途地域	測定年月日	昼間(6時～22時)		夜間(22時～6時)	
				平均	環境基準	平均	環境基準
花の木保育所	A	第1種中高層住居専用地域	31.3.4 ～5	43	55	39	45
南小学校	A	〃	31.3.7 ～8	47		39	
保健センター	B	第1種住居地域	30.11.15 ～16	48		39	
影森公民館	B	〃	30.12.12 ～13	53		46	
文化体育センター	B	用途地域の定めのない地域	31.1.17 ～18	57		39	
久那公民館	B	〃	30.11.20 ～21	52		36	
秩父市役所	C	商業地域	31.2.27 ～28	56	60	36	50
日野田保育所	C	準工業地域	30.12.13 ～14	55		49	
中村児童館 高齢者憩いの家	C	〃	31.1.9 ～10	45		35	
道の駅ちちぶ	C	工業地域	31.1.8 ～9	54		48	
吉田総合支所	-	都市計画区域外	30.12.17 ～18	53		49	
大滝総合支所	-	都市計画区域外	31.2.12 ～13	50		38	
荒川総合支所	-	都市計画区域外	30.11.19 ～20	53		42	

※都市計画区域外は一般地域の環境基準における地域の区分がされていないが、参考として当市ではC地域の環境基準との比較を行った。

図3③-3 平成30年度環境騒音測定結果経時変化



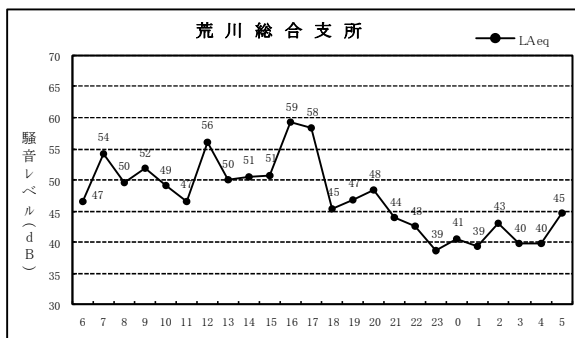
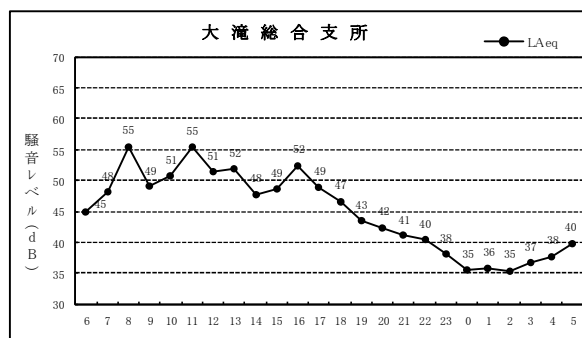
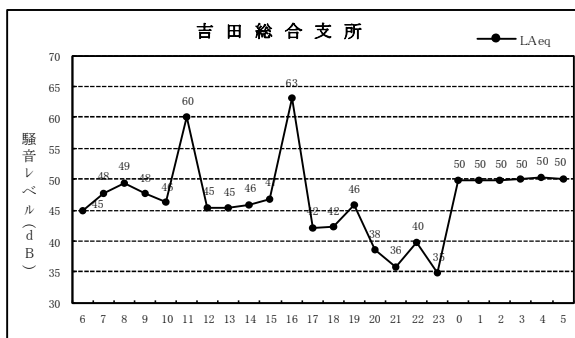
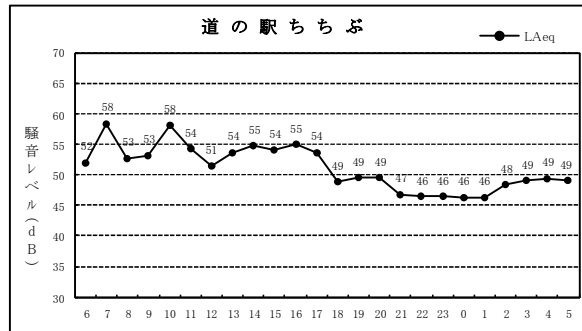
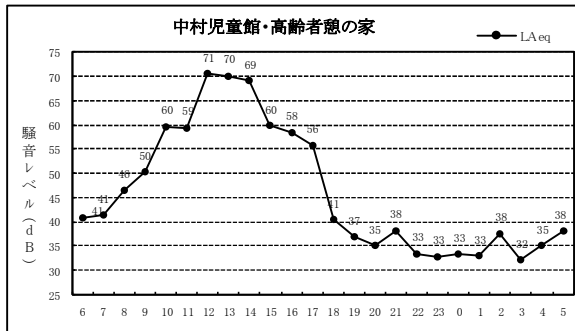


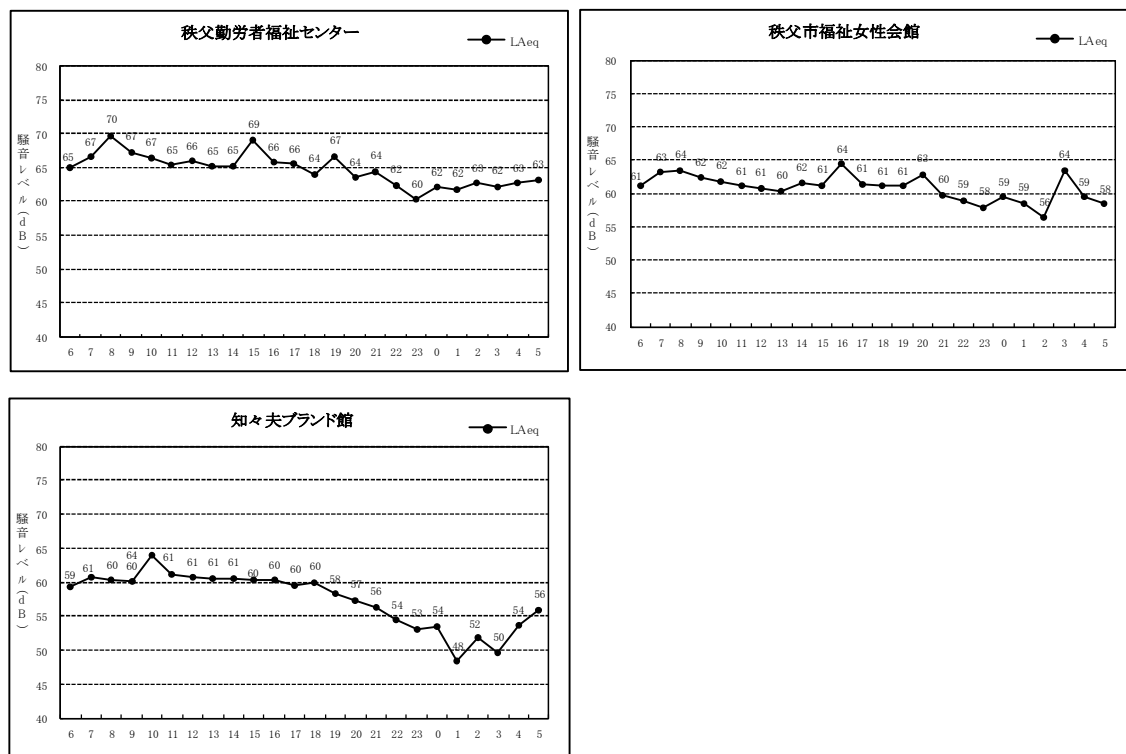
表3③-11 自動車交通騒音測定結果

測定場所	地域	用途地域	測定年月日	昼間(6時～22時)			夜間(22時～6時)		
				平均	環境基準	要請基準	平均	環境基準	要請基準
秩父勤労者福祉センター	B	第1種住居地域	31.2.6～7	66	70	75	62	65	70
秩父市福祉女性会館	C	近隣商業地域	31.2.25～26	62	65	75	60	60	70
知々夫ブランド館	C	商業地域	31.3.27～28	60	70	75	53	65	70

測定場所	測定時刻	交通量(台/10分)				平均速度(km/h)			
		上り		下り		上り		下り	
		午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
秩父勤労者福祉センター	11:10	117	98	115	114	40	39	36	38
	14:40								
秩父市福祉女性会館	10:50	90	87	88	104	38	35	39	36
	16:00								
知々夫ブランド館	11:00	74	92	104	87	29	27	28	28
	16:00								

※自動車交通騒音測定に関しては、全地点で環境基準を達成した。国道に面している地点では夜間でも交通量が多く、騒音レベルが高い傾向にある。

図3③-4 平成30年度自動車交通騒音調査結果経時変化



④水質関係データ

用語解説（水質）

○ アンモニア性窒素 ($\text{NH}_4\text{-N}$)

アンモニウムイオンをその窒素量であらわしたもので、尿素、尿酸、蛋白質など有機性窒素の分解により生成する。主な発生源は、浄化槽排水、農業用水（窒素肥料）などである。

○ 魚のへい死

魚類が溶存酸素不足、毒物、寄生虫、病気、油膜など様々な原因によって死ぬこと。へい死魚の浮遊などをいう。

○ 汚濁負荷量

汚水中に含まれる汚濁物質の絶対量（重量）で水中の物質の濃度に汚水量（流量）を乗じて求める。

○ 活性汚泥

有機性排水に空気を吹き込み好氣的に保つと、時間がたつにつれてその汚水に適した好氣性微生物が繁殖してフロックを形成する。このフロックは細菌、原生動物、環形動物などの集合体で、好氣的条件下で有機物を食物として繁殖を続けるが、空気吹き込みを止めると沈降する。一見泥を溶かしたように見えるのが微生物の塊であることから、活性汚泥（生きている汚泥）と呼ばれる。この原理を利用して有機汚泥を処理するのが活性汚泥法。

○ カドミウム

カドミウム精錬所、めっき工場、電気機器工場などで使用され、「イタイイタイ病」の原因となった有害な重金属。

○ クロム [Cr^{6+} , Cr^{3+}]

クロムは、合成成分やめっき材として日用品、装飾品、機械部品など多方面に広く使用される安定した重金属である。クロム化合物でも三価のものは毒性が低いが、六価のものは毒性が強く、皮膚や粘膜を腐食し、長時間摂取すると肝臓、腎臓、ひ臓に蓄積し嘔吐、腹痛、瘻れん等により死に至る。

○ シアン (CN)

体内に入ると呼吸困難を起こし、死に至らしめる程猛毒で、経口致死量 0.06 g といわれている。めっき工場でも青化亜鉛、青化銅などシアン化合物を用いる工場の工程廃液に含まれる。

○ COD（化学的酸素要求量）

CODは、酸化剤を用いて水中の有機物を酸化する際に、消費される酸化剤の量から消費された酸素の量を算出したもので、数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多い。

○ 水銀 (Total-Hg, R-Hg)

水銀化合物には無機と有機があり、Total-Hg は金属水銀としてすべての水銀化合物を定量とするのに対して、R-Hg はアルキル水銀のみを定量とする。アルキル水銀の中でもメチル水銀、エチル水銀などは「水俣病」の原因物質で、これによる中毒症状としては、言語障害、視野狭窄、手足のマヒなど中枢神経障害が起こり、死に至る場合がある。

○ 水素イオン濃度（pH）

酸性、アルカリ性を示す指標で、7を中性とし、7より小さければ酸性、大きければアルカリ性である。

○ 生活排水

台所、洗濯、浄化槽、風呂排水など家庭生活上排出される排水を言う。いわゆる下水。

○ 大腸菌

腸内細菌で、一種ではなくいくつかの属、種が含まれたものである。それ自体は健康に有害ではないが、多量に存在する場合は同時に病原菌が存在する可能性があるため、病原菌の指標として用いられる。単位はMPN（最確数）で表される。

○ 鉛（Pb）

鉛は骨髄神経を害し、貧血、神経障害、胃腸障害、身体衰弱等を起こし、強い中毒では死に至る。

○ n-ヘキサン抽出物質量

主として排水中の比較的揮発しにくい炭化水素、グリース油状物質等の総称で、「油分」といわれ、鉱油類や動植物油脂類の指標として用いられる。

○ ヒ素

ヒ素化合物（ヒ酸鉛、三酸化ヒ素など）は、殺虫剤として農薬などに用いられる。中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状を呈する。

○ BOD（生物化学的酸素要求量）

微生物によって水中の有機物が酸化、分解される際に消費される酸素の量を表したもので、数値が大きいほど水中の有機物が多く汚濁が著しい。

○ PCB（ポリ塩化ビフェニール）

無色液状（塩素化の程度により結晶状）、不燃性の物質であり、化学的に非常に安定していて分解されにくい。PCBの毒性については、劇物ではないが非常に安定なため体内で分解、排出されにくく、人体にとって危険度が高い。

○ 浮遊物質（SS）

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質の総称で、数値が大きいほど水が濁っている。

○ フェノール類

フェノール、クレゾールなどの総称で、高濃度では有毒。毒物及び劇物に指定されている。塩素と化合して異臭を発する。埼玉県では上乗せ規制で1mg/ℓが排水基準となっている。

○ 閉鎖性水域

湾、湖、沼などのように水の交換が少ない水域。富栄養化現象が起こりやすく、総量規制の対象水域となっている。

○ 溶存酸素（DO）

水中に溶解している酸素のことをいい、BOD、CODが高いほど溶存酸素は消費される。魚には5mg/ℓ程度が必要で、環境保全上は、臭気発生限界の点から2mg/ℓ以上必要とされる。

○ 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理を有するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

○ 富栄養化現象

栄養塩類の少ない貧栄養な水域が、水質汚濁による各種の栄養塩類の流入によって富栄養な水域に変わる現象。赤潮、水の華と呼ばれるプランクトンの異常発生が起こり、魚介類がへい死するなど悪影響を招くことがある。

○ 有機リン

水質汚濁防止法で規制される有機リンは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、E P Nに限られる。いずれも農薬として用いられ、人体影響は軽症では全身倦怠、めまい、頭痛、発汗、嘔吐、中毒症では瞳孔の縮小、言語障害、視力減退、重症では意識不明、痙れん、失神等から死亡する。



表 3④－ 1

別表 1 人の健康の保護に関する環境基準 昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
(改正 平15環告123・平20環告40・平21環告78・平23環告94・平24環告127・平25環告30・平26環告39・平26環告126)

項 目	基 準 値	測定方法
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法
ヒ素	0.01mg/ℓ以下	規格61.2又は61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあってはこれを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	付表7に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。		
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。		
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

表 3 ④－ 2

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準〔河川（湖沼を除く）〕

項 類	利用目的 の適応性	基準値					
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求度 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	該当水域
A A	水道1級・ 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下	赤平川
A	水道2級・ 水産1級・水浴	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下	荒川 横瀬川
B	水道3級・ 水産2級	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/ℓ 以上	—	

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水 道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水 産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等β－中腐水性水域の水産生物用

(注4) 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

(注5) 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む。）において不快感を生じない限度

図 3④－1 河川水採水場所位置

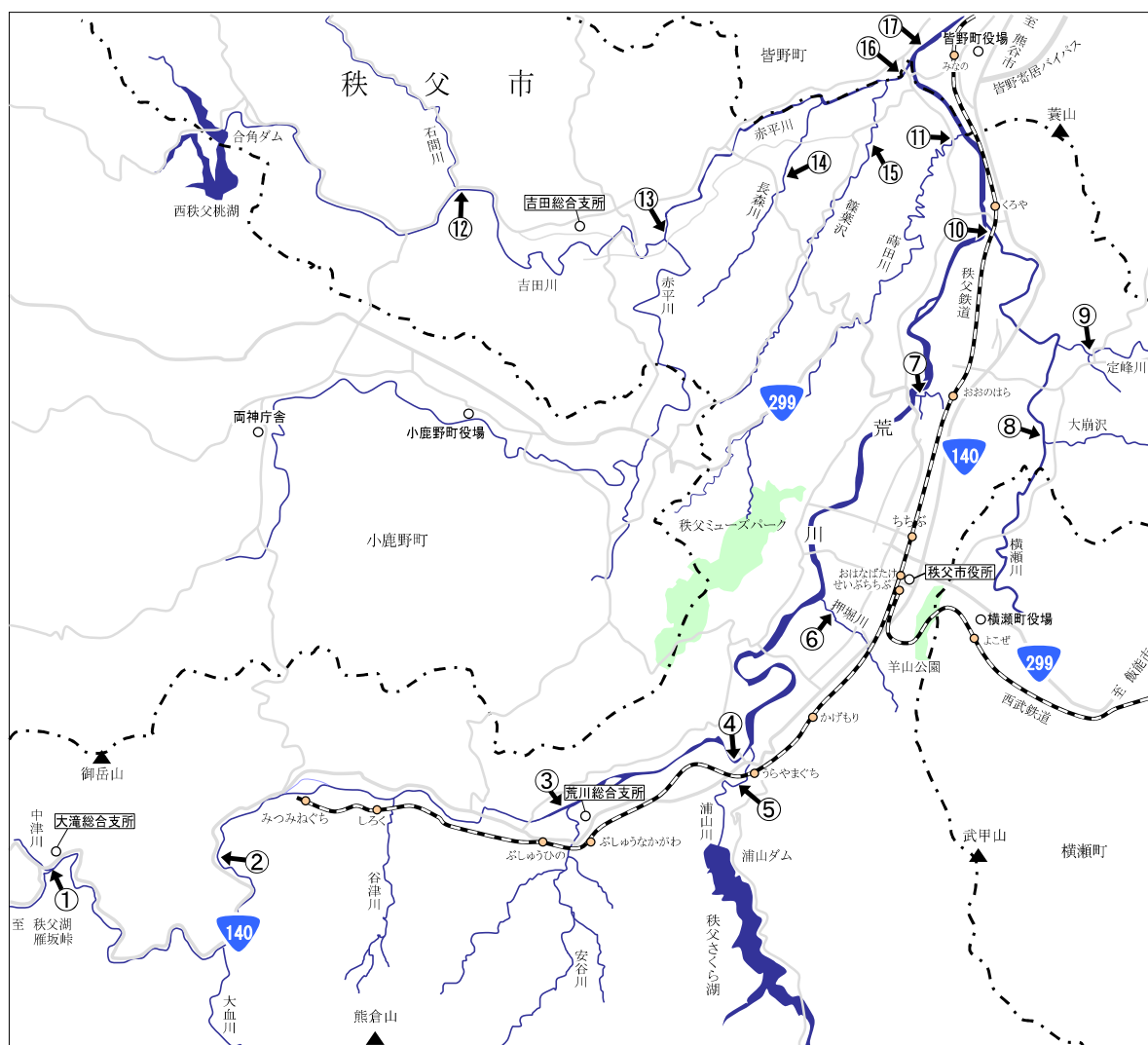


表 3④－3 河川水採水場所一覧

No.	河川名	採 水 場 所	No.	河川名	採 水 場 所
①	中津川	荒川合流地点	⑩	横瀬川	下小川橋下
②	荒 川	大滝万年橋下	⑪	蒔田川	諏訪橋下
③	安谷川	荒川合流点前	⑫	吉田川	吉田万年橋下・石間川合流点
④	荒 川	久那橋下	⑬	赤平川	番戸橋下・吉田川合流点後
⑤	浦山川	常盤橋下	⑭	長森川	中央橋下
⑥	押堀川	井戸尻橋下	⑮	篠葉沢	堀切 2 0 5 番地付近
⑦	滑 沢	腰田堀・柿沢堀合流地点	⑯	赤平川	郷平橋下
⑧	横瀬川	大崩沢合流点後	⑰	荒 川	赤平川合流点後
⑨	定峰川	萩川橋下			

表 3④－ 4 平成30年度河川水調査結果

①中津川（荒川合流地点）

項 目	単 位	採 水 年 月 日			平均	環境基準 (A類型)
		30.4.23	30.10.24	31.2.4		
pH		7.8	7.6	7.1	7.5	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	1.6	<0.5	1.9	1.3	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	12	11	13	12	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	79	490	23	200	1000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	－	－	－	－	－
全窒素	mg/ℓ	1.1	1.1	0.31	0.84	－
全りん	mg/ℓ	<0.006	0.010	0.015	0.010	－
流量	m ³ /s	0.61	0.81	0.69	0.70	－

②荒川（大滝万年橋下）

項 目	単 位	採 水 年 月 日			平均	環境基準 (A類型)
		30.4.23	30.10.24	31.2.4		
pH		7.8	7.7	7.3	7.6	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	1.5	<0.5	2.1	1.4	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	11	11	13	12	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	70	240	49	120	1000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	－	3	1	2	－
全窒素	mg/ℓ	0.83	0.54	0.42	0.60	－
全りん	mg/ℓ	0.017	0.007	0.011	0.012	－
流量	m ³ /s	1.87	1.41	3.37	2.22	－

③安谷川（荒川合流点前）

項 目	単 位	採 水 年 月 日			平均	環境基準 (A類型)
		30.4.23	30.10.24	31.2.4		
pH		7.6	7.6	7.3	7.5	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	1.7	<0.5	1.7	1.3	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	11	11	13	12	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	170	790	130	363	1000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	－	－	－	－	－
全窒素	mg/ℓ	1.0	0.64	0.46	0.70	－
全りん	mg/ℓ	0.020	0.023	0.022	0.022	－
流量	m ³ /s	0.31	0.72	0.17	0.40	－

④荒川（久那橋下）

項 目	単 位	採 水 年 月 日			平均	環境基準 (A類型)
		30.4.23	30.10.24	31.2.4		
pH		9.0	8.3	7.5	8.3	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	1.8	<0.5	1.5	1.3	2以下
SS	mg/ℓ	1	<1	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	12	12	13	12	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	79	110	13	67	1000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	－	1	0	0.5	－
全窒素	mg/ℓ	1.0	0.45	0.38	0.61	－
全りん	mg/ℓ	<0.006	0.007	0.013	0.009	－
流量	m ³ /s	2.21	2.41	3.41	2.68	－

⑤浦山川（常盤橋下）

項 目	単 位	採 水 年 月 日			平均	環境基準 (A類型)
		30.4.23	30.10.24	31.2.4		
pH		7.8	8.0	7.4	7.7	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	1.7	<0.5	1.4	1.2	2以下
SS	mg/ℓ	1	2	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	11	10	12	11	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	460	1300	170	643	1000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	－	－	－	－	－
全窒素	mg/ℓ	1.3	1.4	0.67	1.1	－
全りん	mg/ℓ	0.011	0.011	0.015	0.012	－
流量	m ³ /s	0.90	1.42	1.21	1.18	－

⑥押堀川（井戸尻橋下）

項 目	単 位	採 水 年 月 日			平均	環境基準 (A類型)
		30.4.23	30.10.24	31.2.4		
pH		7.7	7.8	7.5	7.7	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	1.5	<0.5	1.3	1.1	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	2	1	25以下
DO	mg/ℓ	10	9.8	12	11	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	2400	3300	490	2,063	1000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	－	－	－	－	－
全窒素	mg/ℓ	5.2	5.6	3.9	4.9	－
全りん	mg/ℓ	0.010	0.013	0.019	0.014	－
流量	m ³ /s	0.07	0.08	0.07	0.07	－

⑦滑沢（腰田堀・柿沢堀合流地点）

項 目	単 位	採 水 年 月 日			平均	環境基準 (A類型)
		30.4.23	30.10.24	31.2.4		
pH		8.0	7.8	9.1	8.3	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	2.2	<0.5	2.7	1.8	2以下
SS	mg/ℓ	1	4	1	2	25以下
DO	mg/ℓ	9.0	9.4	13	10	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	1,700	130,000	28,000	53,233	1000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	－	－	－	－	－
全窒素	mg/ℓ	2.6	1.3	1.2	1.7	－
全りん	mg/ℓ	0.10	0.040	0.079	0.073	－
流量	m ³ /s	0.02	0.09	0.02	0.04	－

⑧横瀬川（大崩沢合流点後）

項 目	単 位	採 水 年 月 日			平均	環境基準 (A類型)
		30.4.23	30.10.24	31.2.4		
pH		8.0	8.1	8.0	8.0	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	2.1	<0.5	2.2	1.6	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	9.1	9.8	11	10	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	7,900	2,400	460	3,587	1000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	－	－	－	－	－
全窒素	mg/ℓ	2.2	1.2	2.6	2.0	－
全りん	mg/ℓ	0.10	0.029	0.085	0.071	－
流量	m ³ /s	0.33	1.12	0.29	0.58	－

⑨定峰川（萩川橋下）

項 目	単 位	採 水 年 月 日			平均	環境基準 (A類型)
		30.4.23	30.10.24	31.2.4		
pH		7.7	8.0	7.7	7.8	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	1.2	<0.5	1.2	1.0	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	10	10	12	11	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	460	330	4,600	1,797	1000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	－	－	－	－	－
全窒素	mg/ℓ	1.7	0.95	1.1	1.3	－
全りん	mg/ℓ	0.035	0.013	0.045	0.031	－
流量	m ³ /s	0.09	0.19	0.09	0.12	－

⑩横瀬川（下小川橋下）

項 目	単 位	採 水 年 月 日			平均	環境基準 (A類型)
		30.4.23	30.10.24	31.2.4		
pH		8.8	8.6	7.9	8.4	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	1.8	<0.5	1.7	1.3	2以下
SS	mg/ℓ	1	<1	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	10	10	13	11	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	33,000	2,400	1,100	12,167	1000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	－	－	－	－	－
全窒素	mg/ℓ	2.3	1.2	2.4	2.0	－
全りん	mg/ℓ	0.093	0.032	0.11	0.078	－
流量	m ³ /s	0.71	1.24	0.49	0.81	－

⑪蒔田川（諏訪橋下）

項 目	単 位	採 水 年 月 日			平均	環境基準 (A類型)
		30.4.23	30.10.24	31.2.4		
pH		8.6	8.3	8.2	8.4	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	1.8	0.5	1.9	1.4	2以下
SS	mg/ℓ	1	<1	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	11	9.7	14	12	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	3,300	7,900	490	3,897	1000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	－	－	－	－	－
全窒素	mg/ℓ	1.2	0.94	1.4	1.2	－
全りん	mg/ℓ	0.15	0.19	0.31	0.22	－
流量	m ³ /s	0.03	0.04	0.03	0.03	－

⑫吉田川（吉田万年橋下・石間川合流点）

項 目	単 位	採 水 年 月 日			平均	環境基準 (A類型)
		30.4.23	30.10.24	31.2.4		
pH		8.0	7.1	7.8	7.6	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	1.1	<0.5	1.5	1.0	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	10	11	14	12	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	1,300	4,900	330	2,177	1000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	－	－	－	－	－
全窒素	mg/ℓ	1.3	1.0	1.0	1.1	－
全りん	mg/ℓ	0.032	0.035	0.034	0.034	－
流量	m ³ /s	0.17	0.32	0.21	0.23	－

⑬赤平川（番戸橋下・吉田川合流点後）

項 目	単 位	採 水 年 月 日			平均	環境基準 (AA類型)
		30.4.23	30.10.24	31.2.4		
pH		8.4	8.4	7.8	8.2	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	1.1	<0.5	1.3	1.0	1以下
SS	mg/ℓ	1	<1	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	11	12	14	12	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	790	4,900	4,900	3,530	50以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	－	－	－	－	－
全窒素	mg/ℓ	1.6	0.81	1.2	1.2	－
全りん	mg/ℓ	0.046	0.028	0.054	0.043	－
流量	m ³ /s	1.36	2.63	0.96	1.65	－

⑭長森川（中央橋下）

項 目	単 位	採 水 年 月 日			平均	環境基準 (A類型)
		30.4.23	30.10.24	31.2.4		
pH		8.0	8.0	7.8	7.9	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	2.5	0.6	3.0	2.0	2以下
SS	mg/ℓ	5	2	2	3	25以下
DO	mg/ℓ	8.0	9.6	12	9.9	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	28,000	70,000	1,700	33,233	1000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	－	－	－	－	－
全窒素	mg/ℓ	1.4	0.98	1.6	1.3	－
全りん	mg/ℓ	0.12	0.12	0.16	0.13	－
流量	m ³ /s	0.01	0.02	0.01	0.01	－

⑮篠葉沢（堀切205番地付近）

項 目	単 位	採 水 年 月 日			平均	環境基準 (A類型)
		30.4.23	30.10.24	31.2.4		
pH		8.9	8.5	8.0	8.5	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	1.8	<0.5	2.0	1.4	2以下
SS	mg/ℓ	1	2	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	12	12	14	13	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	22,000	13,000	790	11,930	1000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	－	－	－	－	－
全窒素	mg/ℓ	1.3	0.73	2.6	1.5	－
全りん	mg/ℓ	0.19	0.17	0.16	0.17	－
流量	m ³ /s	0.01	0.01	0.01	0.01	－

⑩赤平川（郷平橋下）

項 目	単 位	採 水 年 月 日			平均	環境基準 (AA類型)
		30.4.23	30.10.24	31.2.4		
pH		8.6	8.9	7.9	8.5	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	1.4	<0.5	1.4	1.1	1以下
SS	mg/ℓ	1	<1	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	12	13	14	13	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	1,300	1,300	33	878	50以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	－	1	1	1	－
全窒素	mg/ℓ	1.4	0.68	1.3	1.1	－
全りん	mg/ℓ	0.042	0.027	0.050	0.040	－
流量	m ³ /s	1.50	2.53	1.00	1.68	－

⑪荒川（赤平川合流点後）

項 目	単 位	採 水 年 月 日			平均	環境基準 (A類型)
		30.4.23	30.10.24	31.2.4		
pH		8.5	8.5	7.7	8.2	6.5～8.5
BOD	mg/ℓ	1.5	<0.5	1.0	1.0	2以下
SS	mg/ℓ	2	<1	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	12	11	13	12	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	790	330	490	537	1000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	－	－	－	－	－
全窒素	mg/ℓ	1.3	1.0	1.1	1.1	－
全りん	mg/ℓ	0.030	0.030	0.063	0.041	－
流量	m ³ /s	10.4	9.38	5.75	8.51	－

※水質汚濁の代表的指標であるBODについては、滑沢、長森川、赤平川、荒川、横瀬川などが比較的高い数値を示した。BODは、生活雑排水、し尿等の有機汚濁の流入により値が高くなることから、これらの影響を受けているものと考えられる。

また、大腸菌群数の年平均について主要河川である荒川・赤平川・横瀬川を見ると、荒川、横瀬川において環境基準を超える結果となった。一般に、大腸菌群数が高くなる原因として、生活雑排水や管理不十分のため滅菌不足となった浄化槽の影響等が考えられる。なお、大腸菌群数は動物の糞便由来以外に、土壌等自然界に由来するものも多く存在する。

pHについては、赤平川、荒川、横瀬川、滑沢、蒔田川、篠葉沢が環境基準に適合せずアルカリ性に傾いたが、魚の浮上やへい死などといった水生生物の異常はなかった。これには2つの自然的原因が考えられ、1つ目は、秩父山系の石灰岩層に流下中の河川水が接触したことによりpHがアルカリ側に傾いた可能性があること、2つ目は水中の藻類(植物プランクトン)の炭酸同化作用により、pHがアルカリ化した可能性が考えられる。

表 3 ④－ 5 平成30年度河川別水質（BOD）順位

順 位	地点No.	河 川 名	採水場所	BOD平均 (mg/ℓ)	前年度BOD平均 (mg/ℓ)	前年度 順 位
1	⑨	定峰川	萩川橋下	0.97	1.00	6
	⑬	赤平川	番戸橋下・吉田川合流点後	0.97	0.93	4
3	⑰	荒 川	赤平川合流点後	1.00	1.13	9
4	⑫	吉田川	吉田万年橋下・石間川合流点	1.03	0.97	5
5	⑥	押堀川	井戸尻橋下	1.10	0.90	2
	⑰	赤平川	郷平橋下	1.10	1.50	15
7	⑤	浦山川	常盤橋下	1.20	1.10	8
8	④	荒 川	久那橋下	1.27	1.17	10
9	③	安谷川	荒川合流点前	1.30	1.00	6
10	①	中津川	荒川合流地点	1.33	0.87	1
	⑩	横瀬川	下小川橋下	1.33	1.37	13
12	②	荒 川	大滝万年橋下	1.37	0.90	2
13	⑪	蒔田川	諏訪橋下	1.40	1.57	16
14	⑮	篠葉沢	中畝宅前	1.43	1.40	14
15	⑧	横瀬川	大崩沢合流点後	1.60	1.20	11
16	⑦	滑 沢	腰田堀・柿沢堀合流地点	1.80	1.23	12
17	⑭	長森川	中央橋下	2.03	1.70	17

※上位の地点になるほど水質がよい。

図 3④-2 河川水質調査結果の概況

凡 例	
No.	地点番号
pH	水素イオン濃度
BOD	生物化学的酸素要求量 (mg/L)
SS	浮遊物質質量 (mg/L)
DO	溶存酸素量 (mg/L)
E	大腸菌群数 (MPN/100mL)
T-N	全窒素 (mg/L)
T-P	全リン (mg/L)
Q	流量 (m³/s)
BODL	BOD負荷量 (kg/H)
SSL	SS負荷量 (kg/H)
T-NL	全窒素負荷量 (kg/H)
T-PL	全リン負荷量 (kg/H)

※各数値は全て年間平均値を示す。

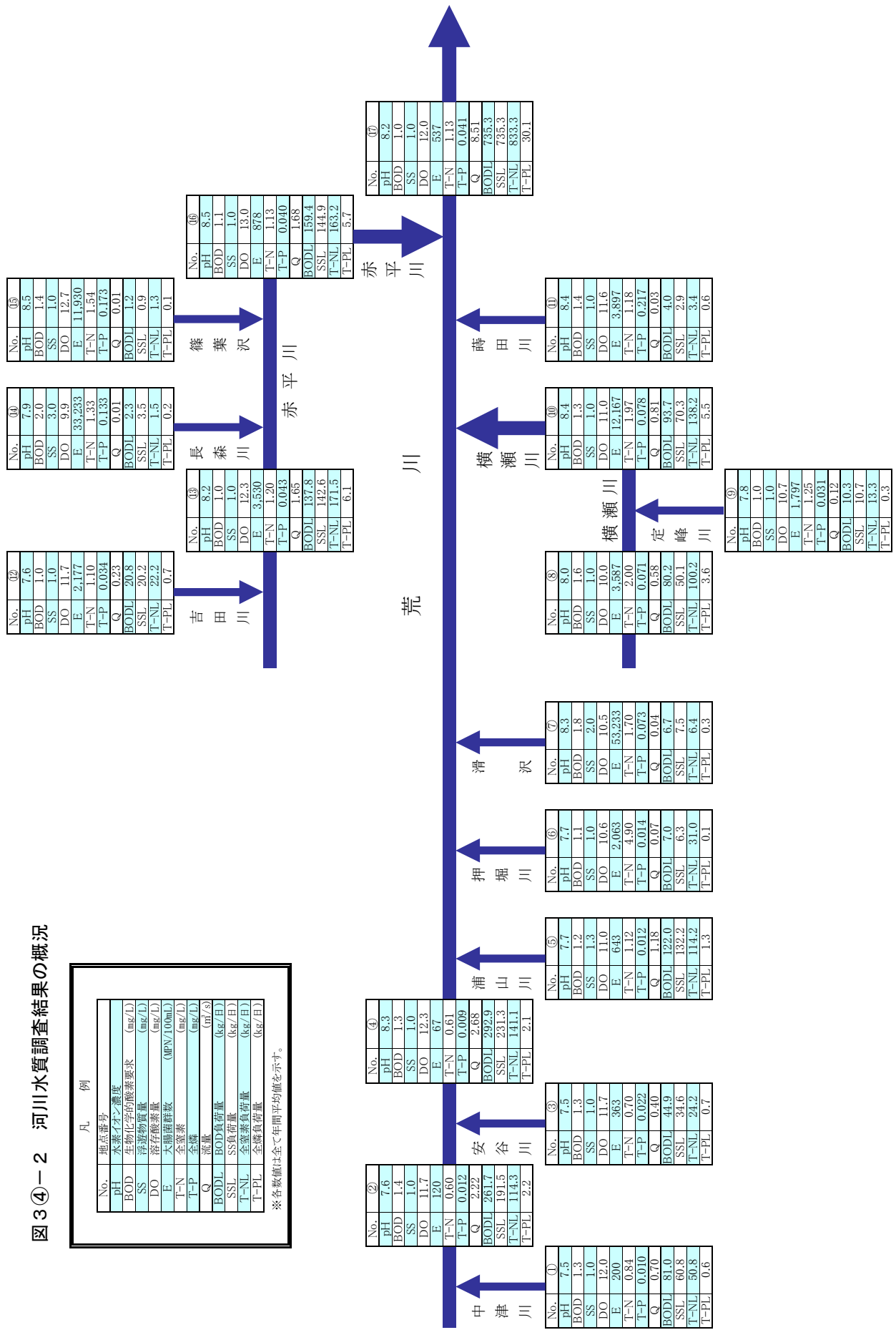


表 3④－ 6 特定事業場年度別不適合率

内 訳 年 度	の べ 立 入 件 数	の べ 不 適 合 件 数	の べ 不 適 合 率 (%)
26	7	1	14.3
27	7	0	0
28	7	0	0
29	7	0	0
30	7	0	0

※公共用水域の汚濁原因としては、生活系排水及び工場、事業所からの産業系排水とに分けられる。この比率は生活系排水の占める割合が高いものの、工場、事業場の産業系排水の規制、指導も汚濁防止対策のひとつとして推進していかなければならない。平成30年度の不適合件数は0件で、すべての事業所において排水基準値に適合していた。
また、排出基準不適合となる特定事業所には種々原因があると思われるため、今後も処理施設の維持管理の徹底を指導するとともに、管理体制の強化を図っていかなければならない。

表 3④－ 7 主な検査項目及び排水基準

検 査 項 目	p H	B O D	S S	T - N	T - P	大腸菌群数
排 水 基 準 (日 間 平 均)	5.8～8.6	25	60 (50)	120	16	3,000



令和元年度版

秩父市の環境

編集・発行

秩父市環境部 環境立市推進課

原稿提供

秩父市環境部 生活課衛生課・森づくり課